

## 第44回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成23年12月19日（月）午後6時45分～  
さいたま市役所第2別館第1会議室

1 開 会

2 議題

(1) 自治基本条例について

3 その他

4 閉会

#### 【配付資料】

次第

資料1 最終報告書（案）

参考資料1 市民から寄せられた意見

さいたま市自治基本条例検討委員会  
最終報告書（案）

平成\*\*年\*\*月\*\*日

# 目 次

はじめに	1
<b>1. 最終報告の基本的な考え方</b>	<b>2</b>
(1) さいたま市の目指すまちの姿	2
(2) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか	2
(3) さいたま市の自治基本条例の役割と特徴	4
(4) 条例の名称	4
(5) 検討の経過	5
<b>2. 条例（素案）の構成</b>	<b>7</b>
<b>3. 条例（素案）とその考え方・解説</b>	<b>8</b>
前文	8
<b>第1章 総則</b>	<b>9</b>
第1条（目的）	9
第2条（定義）	9
第3条（自治の基本理念）	11
第4条（条例の位置付け）	12
<b>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</b>	<b>13</b>
<b>第1節 市民の権利及び責務等</b>	<b>13</b>
第5条（市民の権利）	13
第6条（市民の責務）	13
第7条（事業者の責務）	14
第8条（市民自治の担い手としての人づくり）	14
<b>第2節 議会及び議員の責務等</b>	<b>15</b>
第9条（議会の役割及び責務）	15
第10条（議員の責務）	16

<b>第3節 執行機関及び職員の責務等</b>	<b>17</b>
第11条（市長その他の執行機関の役割及び責務）	17
第12条（職員の責務）	18
<b>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</b>	<b>20</b>
<b>第1節 情報共有の推進</b>	<b>20</b>
第13条（情報共有）	20
第14条（情報公開の総合的な推進）	20
第15条（個人情報保護の保護）	21
<b>第2節 市民参加及び協働の推進</b>	<b>22</b>
第16条（市民参加の推進）	22
第17条（協働の推進）	23
第18条（市民の意見への応答義務）	24
第19条（住民投票）	25
<b>第3節 市民のための市政運営</b>	<b>27</b>
第20条（総合振興計画）	27
第21条（健全な財政運営）	28
第22条（市の取組の評価）	29
第23条（監査の実施等）	29
第24条（法務）	30
第25条（危機管理）	31
第26条（組織の整備等）	32
<b>第4節 地域及び区のまちづくり</b>	<b>34</b>
第27条（地域のまちづくり）	34
第28条（区役所の役割）	34
第29条（区長の責務）	35
第30条（区民会議）	36
<b>第5節 国、他の地方公共団体等との関係</b>	<b>38</b>

第31条（国、埼玉県等との関係）	38
第32条（諸外国の都市等との関係）	38
<b>第4章 実効性の確保</b>	<b>40</b>
第33条（必要な制度及び仕組みの整備）	40
第34条（運用推進委員会の設置）	40
第35条（条例の見直し）	41
<b>4. Q &amp; A（想定される質問とそれに対する委員会の考え方）</b>	<b>42</b>
<b>5. 資料編</b>	<b>45</b>
（1）さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱	45
（2）さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿	47
（3）さいたま市自治基本条例検討委員会の検討経過	48
（4）チームでの作業等	51
（5）市民や団体等から寄せられた主な意見	51
（6）Webアンケートの結果	51
（7）意見交換会等の実施	52
（8）ニュースレター	54

はじめに

(検討委員会あいさつ)

平成\*\*年\*\*月\*\*日

さいたま市自治基本条例検討委員会

# 1. 最終報告の基本的な考え方

## (1) さいたま市の目指すまちの姿

自治基本条例を検討する前提として、さいたま市はどのようなまちを目指すべきなのでしょうか。私たち自治基本条例検討委員会では、平成23年3月の中間報告において「さいたま市の目指すまちの姿」を次のようにまとめました。

- ・ 市民が誇りをもち、子どもから高齢者まですべての市民が等しく尊重され、互いに助け合い、生きがいを持ち、心豊かに、共に生きるまち
- ・ 市民が主役となって地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画して課題解決にあたるまち
- ・ 企業、大学等教育機関、地域活動団体、ボランティア団体等の活力を積極的に引き出し、市民生活に希望（ゆめ）を与えるまち
- ・ 環境保全と開発の調和が図られ、豊かな自然環境の中で、子どもが健やかに成長していくまち

これを基に、検討委員会では、市民（市民団体、事業者等を含む。以下同じ。）の皆さんとの意見交換会等で得られたご意見を踏まえ議論を重ねました。そこでは「安心して暮らせる、元気で暮らせるまちを願う」といったご意見を複数いただき、また、さいたま市のこれまでの発展の経緯を踏まえ、多くの市民の皆さんから共感をいただける共通項として「さいたま市の目指すべき姿」を次のようにまとめ、前文に記述しました。

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、このまちでずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまち

さいたま市がこのようなまちとして発展し続けていくために、私たち検討委員会は、次の理由で自治基本条例を制定する必要があると考えます。

## (2) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか

### 【全員参加でより良いさいたま市を創造】

「このまちでずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまち」をつくるためには、まず、私たち市民が身近な地域からさいたま市全体のことまで、「自分たちのまちのことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていく」という気持ちを持ち、行動につなげていく姿勢が必要不可欠です。市政は選挙で選ばれた議会と市長による二代表制に基づいて運営されますが、4年に1度選挙で選んだ市長や議員に任せきりにするのは、今日の地域社会が抱えている多様な課題を解決し、目指すまちの姿を実現することは難しいと考えます。そこで、市民をはじめ、議会、行政（市長・市職員）がそれぞれの力を出し合って互いに協力し合いながらまちづくりを進めていくことが求められています。

### 【多様化する課題への対応】

現代社会にあって、さいたま市、そして私たち市民をとりまく環境は大きく変化し、例えば次のような様々な問題・課題が生じています。

1つ目は、少子高齢化の進展です。さいたま市は、政令指定都市の中でも比較的若い年齢構成に

ありますが、今後は、その中でも急速に少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少することが見込まれています。単身世帯の増加、未婚率の上昇、高齢者2人世帯の増加等により家族規模は小さくなり、家族構成は大きく変化し、生活上の問題の解決に社会の手を借りる世帯が増えています。

2つ目は、地域社会の変化です。東日本大震災を契機に、家族や地域社会の絆の重要性があらためて意識されていますが、一方で自治会への加入率の低下や地域への無関心層の増加、子育てや介護、教育や就労など様々な場面での社会的孤立の問題も生じています。

3つ目は、環境の悪化です。身近なところではごみ問題や河川の水質悪化など、広域で捉えると世界的に進む地球温暖化、緑の減少など、将来を考える上でも環境問題への対策は喫緊の課題です。また、無秩序な開発等によって、既存の良好な住環境が脅かされるといった問題も生じています。

さらに、今後も市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のニーズや地域社会の課題も一層多様化していくことが予想されます。

こうした変化に対応していくためには財政的な裏付けが必要ですが、経済のグローバル化や景気の低迷、生産年齢人口の減少等により、日本の経済情勢も先行きが不透明であり、国だけでなくさいたま市の財政においても危機的状況に陥ることが予想されます。健全財政の確保・維持のために、みんなが真剣に考えなければなりません。

このような今日の社会が抱えている多様な課題の解決には、議会や行政の取組だけでは限界があります。議会や行政でしかできないこともあります。一方で、市民にできること、取り組むべきこともあります。あるいは市民にしかできないこともあるかもしれません。

さいたま市では、これまでも多くの市民が課題解決に向けて様々な活動をしてきましたが、ますます多様化する地域社会の課題を解決するためには、豊かな経験や技術を培ってきた団塊の世代の人たちをはじめ、より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。そして、議会及び行政には、市政運営にあたり、市民との距離をより縮めて行くことが求められます。

### 【進展する地方分権への対応】

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の「地方分権」によって、地方自治体の権限と責任の範囲の拡大が進んでいます。地方自治体には、この大きな潮流の中で、「自己決定・自己責任」の原則に基づいて、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

以上のような私たち市民をとりまく状況から、さいたま市のまちづくりを進める際の拠り所となる考え方や基本的なルールを、これまで様々な主体（市民、議会、行政）が取り組んできた実績を活かしつつ将来を展望し、誰が見てもわかりやすいように整理して、みんなで共有することが大切です。

このルールには、市民、議会、行政がどのような考えに基づきどのようにまちづくりを進めていくのかという理念と、現実のさいたま市についての正しい知識・情報をその都度共有し、より良い地域社会を協力して築いていくことができるような内容を盛り込む必要があります。そして、継続的かつ安定的にまちづくりが発展していくように、「条例」という形で明確に定める必要があると考えます。



### (3) さいたま市の自治基本条例の役割と特徴

様々な課題に取り組みながら、さいたま市が目指すまちの姿を実現していくために、自治基本条例にはどのような役割が求められるでしょうか。また、どのような特徴を備えているべきでしょうか。

この条例は、市民、議会、行政がそれぞれの力を出し合って互いに協力し合いながらまちづくりを進めていくための共通の拠り所となるものです。ただし、単なる精神的な拠り所を述べたものでは役に立たないし、市民が理解できないような複雑な規定でも駄目でしょう。

検討委員会では、さいたま市の自治基本条例の基本的な役割を以下のように考えました。

- 市民が主役となり、議会、行政も市民とともに市民のための市政を行うという「市民自治」の理念を、みんなで共有するための条例とする。
- 市民、議会、市長及び市職員など、さいたま市に関わるすべての主体の意識に働きかけて、それぞれの自覚を促し、互いの良好な関係を築くことに役立つ条例とする。
- 様々な場面でまちづくりに取り組む際の「羅針盤」、つまり取組の方向や解決の手掛りを示すことができる条例とする。

言い換えれば、市民側に自治の力を付与する役割と、議会と行政の活動を「市民自治」の視点から規定する役割の両方を果たすものにしたいと考えました。そのため、自治基本条例としては比較的に長い35条にわたるものとなっています。

また、市民をはじめ、さいたま市に関わるすべての主体にこの条例を自分のものとして共有してもらうために、分かりやすく、親しみやすい条例にしたいと考え、さいたま市の既にある条例とは異なる「です・ます調」の文体としました。なお、当初、検討委員会では、さいたま市独自の、さいたま市らしさを持った条例にしたいという思いもありました。ただ、実際の検討の中では、あらかじめその独自性を設けるのではなく、地域社会の課題の解決と目指すまちの姿の実現のためにどのような内容が必要かを、できるだけ多くの市民の皆さんと意見交換を行いながら考えてきました。

それが結果として、さいたま市ならではの条例（素案）になっていると信じています。

### (4) 条例の名称

「自治」とは、自らが自らを治めることを意味します。検討委員会では、この自治の主体が誰であるかを明らかにする必要があると考えました。

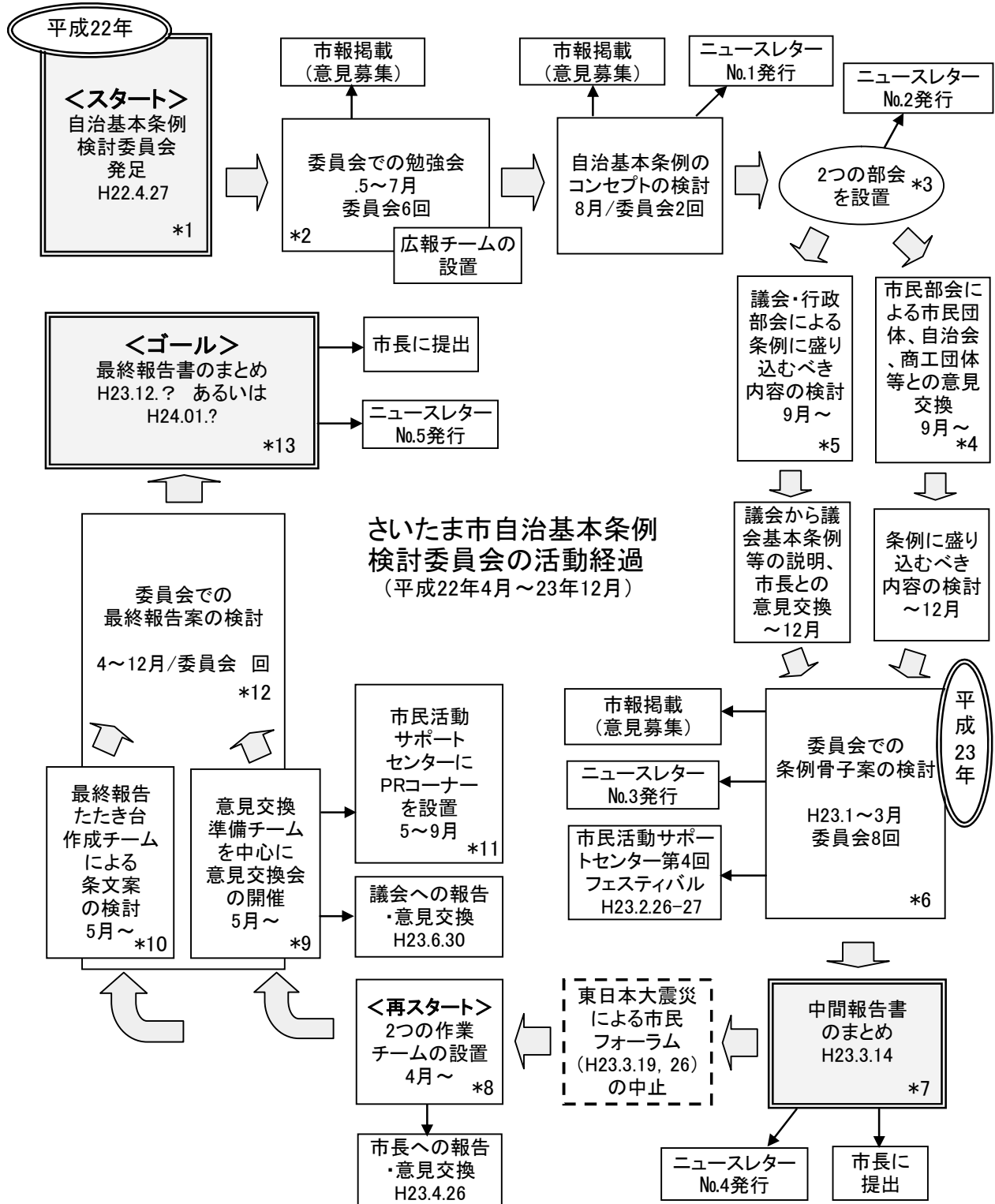
この条例（素案）では、第1条が示すように、市民自治の確立を図ることを目的としています。そして、「市民自治」とは、第2条第7号で定義しているように、市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治のあり方を意味しています。

検討委員会では、条例の名称を重要事項として検討してきましたが、自治のあり方に関しては、市民が主体的にまちづくりを行うという視点が不可欠であり、かつ重要であると認識し、この点を多くの市民の皆さんに理解していただくために、「市民自治基本条例」という名称が適切であるとの結論に至りました。

## (5) 検討の経過

検討委員会では、平成22年4月から約20ヶ月にわたって活動してきました。その間、部会を含め合計〇回の会議及び数多くの打合せや、市民や各種団体等の皆さんとの意見交換を行い、平成23年12月に委員会としての最終報告をまとめました。

その経過と活動の内容について、次のように整理します。



## <検討の内容等>

* 1	平成 22 年 4 月、「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長からの委嘱により、公募による市民 12 名、関係団体の代表者 4 名、学識者 4 名の計 20 名の委員で検討をスタートしました。
* 2	最初の 4 ヶ月間では、自治の仕組みや自治基本条例について学習、グループ討論、委員全体の意識合わせを行った上で、さいたま市の自治基本条例の基本的な考え方（コンセプト）を検討しました。その内容は「ニュースレターNo.2」にまとめて、市民に発表しました。
* 3	平成 22 年 9 月からは、2 つの部会を設置して、条例の内容の検討を開始しました。 「市民部会」：主として市民が自治にどう関わるべきかについて検討 「議会・行政部会」：議会と行政における市政運営のあり方について検討。
* 4	「市民部会」では、まず市民側における自治の課題と自治基本条例に対するニーズを把握するため、市民団体、自治会、商工団体等との意見交換を行うとともに、各委員で分担して、条例に盛り込むべき内容を書き起こしました。
* 5	「議会・行政部会」では、分担して、市政運営の課題を考えつつ条例に盛り込むべき内容を書き起こし、正副議長や議会改革推進特別委員会正副委員長から議会基本条例等の説明を受け、意見交換を行うとともに、市長との意見交換も行いながら、検討を進めました。
* 6	平成 23 年 1 月から 3 月にかけては、全体の委員会の場で、それぞれの部会での検討内容に基づいて、条例の構成、条例の骨子案を検討しました。この間、ほぼ毎週のように委員会を開催し、毎回夜遅くまで討議を重ねました。
* 7	平成 23 年 3 月 14 日には中間報告をまとめました。後日、市長に提出するとともに、5 月にその内容を「ニュースレターNo.4」にまとめ、広く市民に発表しました。
* 8	3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響で、中間報告後に予定していた「市民フォーラム」は、中止とせざるを得ませんでした。検討委員会の開催も約 1 ヶ月の中断を経て再スタート、「最終報告たたき台作成チーム」「意見交換準備チーム」の 2 チームを設置して活動を開始しました。
* 9	「意見交換準備チーム」では、中止になった「市民フォーラム」に代わるものとして、各 10 区での「市民意見交換会」、団体等の要請に応じた「出前意見交換会」、議会への報告と意見交換、職員との意見交換等を企画し、チームが中心となって合わせて 25 回の意見交換会を行い、中間報告の内容を説明し、意見をお聞きしました。
* 10	「最終報告たたき台作成チーム」では、市民意見交換会での意見も踏まえつつ、中間報告の条例案骨子の内容を精査して、最終報告の条例案（たたき台）の作成を行いました。
* 11	平成 23 年の 5 月から 9 月はじめにかけて、コムナーレ 9 階にある市民活動サポートセンターロビーに自治基本条例のコーナーを常設して、中間報告の PR を行うとともに、来場者からの意見募集を行いました。
* 12	平成 23 年 4 月から 12 月にかけては、各チームでの作業と一部並行して、委員会の場で最終報告に向けた条例（素案）等の検討を行いました。その間には、合計 回、ほぼ毎週に近い委員会を開催し、夜遅くまで精力的な討議を行いました。
* 13	平成 23 年 12 月 日に最終報告をまとめました。市長に提出後、その内容を「ニュースレターNo.5」にまとめて、広く市民の方々に見てもらおうとしています。

## 2. 条例（素案）の構成

### 前文

※この条例の制定趣旨等を述べています。

### 第1章 総則

※この条例の基本的な事項(目的や位置付け、基本理念等)を定めています。

目的(第1条)、定義(第2条)、自治の基本理念(第3条)、条例の位置付け(第4条)

### 第2章 市民自治を担う各主体の責務等

※市民の権利と責務、議会・行政の役割と責務について定めています。

#### 第1節 市民の権利及び責務等

市民の権利(第5条)、市民の責務(第6条)、事業者の責務(第7条)、  
市民自治の担い手としての人づくり(第8条)

#### 第2節 議会及び議員の責務等

議会の役割及び責務(第9条)、議員の責務(第10条)

#### 第3節 執行機関及び職員の責務等

市長その他の執行機関の役割及び責務(第11条)、職員の責務(第12条)

### 第3章 市民と市がともに進めるまちづくり

※市政を含むまちづくりの重要な取組や制度について定めています。

#### 第1節 情報共有の推進

情報共有(第13条)、情報公開の総合的な推進(第14条)、個人情報の保護(第15条)

#### 第2節 市民参加及び協働の推進

市民参加の推進(第16条)、協働の推進(第17条)、市民の意見への応答義務(第18条)、  
住民投票(第19条)

#### 第3節 市民のための市政運営

総合振興計画(第20条)、健全な財政運営(第21条)、市の取組の評価(第22条)、  
監査の実施等(第23条)、法務(第24条)、危機管理(第25条)、組織の整備等(第26条)

#### 第4節 地域及び区のまちづくり

地域のまちづくり(第27条)、区役所の役割(第28条)、区長の責務(第29条)、  
区民会議(第30条)

#### 第5節 国、他の地方公共団体等との関係

国、埼玉県等との関係(第31条)、諸外国の都市等との関係(第32条)

### 第4章 実効性の確保

※この条例が有効に機能するための仕組みを定めています。

必要な制度及び仕組みの整備(第33条)、運用推進委員会の設置(第34条)、  
条例の見直し(第35条)

### 3. 条例（素案）とその考え方・解説

#### 【前文】

私たちのまちさいたま市は、みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう、平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市が合併して誕生しました。その後平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

様々な地域が集まったさいたま市は、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然に恵まれた生活都市として発展してきました。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まっているため、埼玉県の、さらには首都圏における政治、経済、文化の中心的な役割を担うまちとして発展することが期待されています。

このさいたま市が、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、このまちでずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続けていくことは、多くの市民の願いです。

そのためには、市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験や知識を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。また、議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる難題に対しても、市民とともに解決の方策を探求し、これを実践していかなければなりません。

このような市民自治の理念の下で、私たちのまちさいたま市が、今後も目標に向かって発展し続けていくためには、さいたま市の多様な魅力や、合併、政令指定都市移行のメリットを生かしつつ、さいたま市に関わるみんなの力を結集することが大切です。

そこで、みんなが結集して進めるまちづくりの羅針盤となる一つのルールをつくり、みんなで共有していくため、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

#### 【考え方・解説】

前文とは、本則の前に置かれ、一般的に条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるもので、その条例の制定の理念を宣言し、明らかにする必要がある場合に置かれることが多いようです。

この条例は、市政や自分たちのまちづくりをどう進めていくのか、その基本となる考え方やルール等を定めるものであり、市民、議会、市長などさいたま市に関わる各主体にとって非常に大切なものであることから、多くの人にこの条例の趣旨等を理解し、共有してもらうため、前文を設ける必要があると考えました。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とします。

### 【考え方・解説】

第1条は、本条例の目的を明示し、前文とあわせて各規定の解釈指針となるものです。

- 本条例は、市民自治を確立することによって、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的としています。
- 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。そのために、本条例において、本市における自治の基本理念を明らかにし、これを受けて、市民、議会、市長その他市民自治を担う各主体の責務等、また、まちづくりの基本的事項などを定め、皆で共有することが大切です。
- 「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、公益的活動や事業活動など「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市内に住む者をいいます。
- (2) 市民 住民をはじめとして、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (3) 区民 区内に住む者をはじめとして、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (4) 市 議会、市長その他の執行機関及び職員からなる市民に代わって市政に関する議事及び執行を行う機関であるさいたま市をいいます。
- (5) まちづくり 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。
- (6) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。
- (7) 市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治のあり方をいいます。
- (8) 市民参加 市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。
- (9) 協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。

### 【考え方・解説】

第2条では、本条例で使用している用語の定義を定めています。

(第1号)

- ・ 「住民」とは、市内に居住している個人を意味します。

(第2号)

- ・ 「市民」には、住民だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内で公益的活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や法人等の団体を含めています。
- ・ 本市には、住民だけでなく、様々な活動をしている個人や団体が集まっています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決し、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの個人や団体の力を結集していく必要があると考えます。
- ・ まちづくりの主体として「住民」は欠かせません。「市民」イコール「住民」と考えるのが一般的であり、それ以外の個人や団体を含めて、例えば「市民等」とする方法もありますが、皆で力を合わせて主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の者を「等」とするのではなく、本条例においては、「市民」に含めて表記することがふさわしいと考えます。

(第3号)

- ・ 「区民」についても、「市民」と同様に考え、広く捉えています。

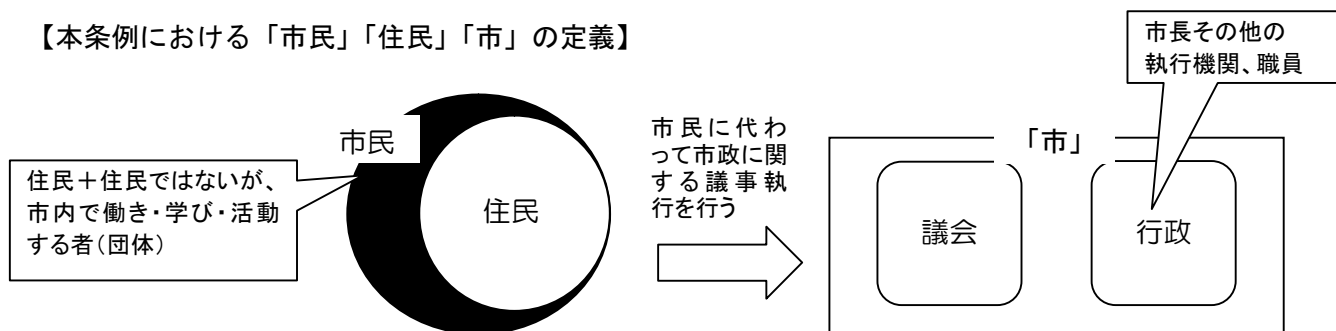
(第4号)

- ・ 「市」とは、議会、市長その他の執行機関※1及び職員（地方自治法に定める補助機関※2のうち「職員」だけでなく、広く補助機関すべてを意味します。また、議会や行政委員会に置かれる職員を含みます。）からなる市民に代わって市政に関する議事及び執行を行う機関としてのさいたま市を意味します。

※1 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っています。

※2 補助機関とは、副市長、会計管理者、職員など、執行機関を補助し、職務を遂行する者をいいます。

【本条例における「市民」「住民」「市」の定義】



(第5号)

- ・ 「まちづくり」とは、市民及び市が行う市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。なお、「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持つといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。
- ・ 「まちづくり」と平仮名で表記しているのは、建物や道路というハード面（有形なもの）の整備だけでなく、政治、経済、文化などを含む総合的な活動であることが伝わりやすいと考えたものです。

(第6号)

- ・ 「市政」の目的は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることであり、「市政」は、市が行うまちづくりを意味します。

#### (第7号)

- ・ 「市民自治」とは、市民が主体的に考え、行動して、地域又は社会の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることを基本します。
- ・ また、議会や市長など市政に携わる者も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していくという考え方が重要です。

#### (第8号)

- ・ 「市民参加」とは、市民の意思を市政に反映するため、市民が政策の形成、実施及び評価の過程など市政に主体的に関わることをいい、その方法は、市役所の窓口において、また、アンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなど様々なものが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

#### (第9号)

- ・ 「協働」とは、市民及び市が、共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。なお、「対等な立場」とは、それぞれの自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。

---

#### (自治の基本理念)

第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り組みます。

2 市は、その役割及び責務を果たし、市民のための市政を行います。

3 市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指します。

#### 【考え方・解説】

第3条では、市民自治の確立に向けて、本市における自治の基本理念を定めています。

#### 【第1項】

○ 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組が基本となります。

#### 【第2項】

○ 議会と市長その他の執行機関も、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくっていく責務を負います。

○ 市に関わるすべての人々や団体にとって、住みやすい、活動しやすいまちをつくっていくことが、さいたま市の発展につながるものと考えます。

○ また、市長を除く執行機関は、直接住民から選ばれてはいませんが、独立した権限を持つ者として重要な責務を負っていますので、ここに含めています。

○ 市民、議会、市長その他の執行機関の信頼関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長その他の執行機関は、その重責を自覚し、市民のための市政という共通の目的に向かって、各々の役割と責務を果たすことが重要です。



### [第3項]

- 市民自治の確立に向けて、議会や市長その他の執行機関は、市民のための市政を運営することが重要であり、そのために、国や埼玉県との関係では、本市が、国や埼玉県と対等な立場で、自立的かつ自律的な市政運営ができるよう団体自治の確立を目指す必要があります。

---

### (条例の位置付け)

第4条 この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。

### 【考え方・解説】

第4条は、まちづくりにおける本条例の位置付けについて定めています。

- 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、本条例も他の条例と対等な関係にあり、他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提にあります。
- 本条例は、市民自治を確立し、推進するための理念や基本的なルール等を定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、まちづくりの羅針盤として市政を含むまちづくり全体を支え、その方向性を示すものとして、中心となるべき性格のものであり、市の条例、規則等及び政策は、原則として本条例の趣旨に適合するように制定（策定）、運用等される必要があります。

## 第2章 市民自治を担う各主体の責務等

### 第1節 市民の権利及び責務等

#### (市民の権利)

第5条 市民は、市民自治を担う者として尊重され、次に掲げる権利を有します。

- (1) 安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利
- (2) 市政に関する情報を知り、市と共有する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わる権利

#### 【考え方・解説】

第5条では、市民自治を担う者としての市民の権利を定めています。

- 市民の権利には、日本国憲法や地方自治法などで認められている権利がありますが、ここでは市民自治の確立に向けて市民がまちづくりに取り組む上で重要な権利を掲げています。
- ただし、市民の権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない（権利として保護すべき利益と社会全体の利益とを比較衡量し、後者が優先される必要性が認められない場合）限り、認められるなどの制約があることは当然です。
- 「市民自治を担う者として尊重され」とは、市政に参加するなど、市民の誰もがまちづくりに取り組むことについて、誰からも不当な差別を受けず、公平かつ公正に対応がされることを意味し、市民自治を担う者としての権利を包括的に定めるものです。

#### (第1号)

- ・ 市民自治の確立に向けて、「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う」ことができることが前提であり、そのために定めるものです。

#### (第2号)

- ・ 市民が主体的に市政に参加するなど、まちづくりに取り組むためには、議会や市長その他の執行機関が持っている市政に関する情報を市民が知り、議会や市長その他の執行機関と共有できるようにすることが必要であり、そのために定めるものです。

#### (第3号)

- ・ 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が市政に様々な形で関わり、市民の意思に基づく市政が行われることが必要であり、そのために定めるものです。
- なお、第2号及び第3号の権利は、市の具体的な制度や手続によって、保障されていくことになるため、市は、これらの制度や手続を充実していくことが必要です。

---

#### (市民の責務)

第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。

2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。

- (1) 社会的責任を自覚すること。
- (2) 互いを尊重し合うとともに、助け合うこと。
- (3) 次世代の負担をはじめ、将来の地域又は社会に与える影響に配慮すること。

#### 【考え方・解説】

第6条では、市民自治を担う者としての市民の責務を定めています。

#### [第1項]

- 市民自治を確立し、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が主体的に取り組むことが基本となります。

**[第2項]**

**(第1号)**

- ・ まちづくりに当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、自らの発言や行動に責任を持つことなど、社会の一員であることを自覚することが大切です。

**(第2号)**

- ・ まちづくりに当たっては、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。

**(第3号)**

- ・ 将来にわたって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくっていくためには、環境問題やさいたま市の財政状況など将来の地域又は社会に与える影響を考慮して行動することが大切です。

**(事業者の責務)**

第7条 市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちの実現に努めるものとします。

**【考え方・解説】**

第7条は、前条にある市民の責務以外で、市民のうち、特に事業者が負うべき責務を定めています。

- 企業など事業者が行う事業活動（主として経済活動を意味します。）には、雇用の創出など経済の活性化や生活の向上という社会的な意義もありますが、一方で、事業活動が自然環境や生活環境などに多大な影響を及ぼすおそれもあるため、特に責務を定めるものです。
- 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくっていくために、事業者の関わりは大きくあります。事業者も市民自治の担い手であるという社会的責任を自覚し、市民や市と協力しながら、自然環境や生活環境などに配慮し、まちづくりに努める必要があります。

**(市民自治の担い手としての人づくり)**

第8条 市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。

**【考え方・解説】**

第8条は、市民自治の担う人材の育成について定めています。

- 市民自治を確立し、将来にわたって推進していくためには、それを担う人づくりが必須です。そのためには、市民の誰もが市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりなどの支援をしていく必要があります。
- 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する支援が重要であり、学校教育においては市民自治の考え方を学ぶ場を設けることが考えられます。また、学校教育だけではなく、市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民自治を担う能力が育っていくよう、様々な形で支援していくことが大切です。

## (第2章 市民自治を担う各主体の責務等)

### 第2節 議会及び議員の責務等

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりません。

(1) 市長その他の執行機関による事務の執行の監視

(2) 市政に関する課題の調査研究

(3) 政策の形成

2 議会は、前項に規定する役割を果たし、議会に対する市民の関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。

(1) 市民の多様な意見を聴き、尊重すること。

(2) 意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。

(3) 政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を推進すること。

#### 【考え方・解説】

第9条では、議会の役割及び責務を定めています。

○ 平成22年4月1日に施行されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定がありますが、その中でも、本条例では、市民自治の確立に向けて、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を規定することが望ましいと考えます。

#### [第1項]

○ 二元代表制の下、議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、市民の広範な意見を把握・尊重し、市の政策に生かしていくことで、多様化する諸課題を解決する使命を担うとともに、市長その他の執行機関の事務に対する監視機能、市政に関する課題の調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担います。

#### [第2項]

○ 議会は、第1項に規定する非常に重要な役割を果たすべく、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指して議会に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民自治を確立するため、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。

#### (第1号)

・ 市民の多様な意見を聴き、少数意見であったとしてもそれを尊重して審議を活性化させ、より良い政策を考えていくことが大切です。

#### (第2号)

・ 議会の意思決定過程における情報を市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における諸活動の透明性の確保を図ることが、市民の議会に対する関心等を高めるための前提となります。

#### (第3号)

・ 政策形成や市政における課題の調査研究に当たり、広く市民の意見を集め、生かしていくために、市民との対話など市民参加の取組や、市民とともに政策を考え、課題の解決を図っていく協働の取組を推進していくことが大切です。

○ さいたま市議会基本条例には、第5章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していく

かが重要です。

例えば、議会の諸活動への市民参加の推進のための方策については次のようなことが考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的につくりあげていくことが必要です。

- \* 請願・陳情の説明、市民の議論への参加・発言を可とするほか、参考人及び公聴会制度の積極的活用
- \* 議事案件の事前公開、議事録公開、分かりやすい広報・報告（議案に対する賛否を含む。）など、議論と手続のプロセスの透明化
- \* 上記のほか、市民との意見交換会の開催など

---

### （議員の責務）

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。

2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。

### 【考え方・解説】

第10条では、議会を構成する議員の責務を定めています。

#### 〔第1項〕

- 議員は、選挙で選ばれた責任のある者として、第9条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守することはもちろんのこと、研鑽を重ね、政策形成能力など議員として必要な能力の一層の向上を図り、常に市民全体の利益を考えて職務を行わなければなりません。
- 「市民全体の利益を考え」とは、どのようにしたら全ての市民にとって、幸せを実感できるような豊かで暮らしやすいまちにすることができるのか、という観点から考えることをいいます。

#### 〔第2項〕

- 第1項における議員の責務を果たすため、議員は、自らの考えを明確にし、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて多様な市民の意見を聴くなどして課題の把握に努めることが求められます。
- また、さいたま市議会基本条例に、議員の活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力してつくりあげていくことが大切です。

## (第2章 市民自治を担う各主体の責務等)

### 第3節 執行機関及び職員の責務等

(市長その他の執行機関の役割及び責務)

第11条 市長その他の執行機関は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する役割を果たし、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。

(1) 市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。

(2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。

(3) 地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。

(4) 市民参加及び市民との協働を推進すること。

(5) 市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。

(1) さいたま市の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。

(2) 財政の健全性を確保すること。

#### 【考え方・解説】

第11条は、市長その他の執行機関の役割及び責務を定めています。

○ 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っている重要な機関であることから、役割及び責務を規定することが必要と考えたものです。

#### [第1項]

○ 市長その他の執行機関は、法令等を遵守することはもちろんのこと、それぞれの権限において、責任を持って、公正かつ誠実に市政を運営することが求められます。

#### [第2項]

○ 市長その他の執行機関は、市民自治を確立するため、第1号から第5号までに掲げることに努めることが大切です。

#### (第1号から第4号まで)

・ 現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、市民自治を確立し、将来にわたり発展させていくためには、市民との情報共有を推進し、公正で透明性のある市民に開かれた市政の実現を図ること(第1号)、市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること(第2号)、諸課題を把握し、解決を図ること(第3号)、かつ、市民参加及び市民との協働を推進すること(第4号)、これらをしっかりと行う必要があります、そのために定めるものです。

#### (第5号)

・ 効果的、効率的な市政運営のため、各分野にわたる課題に対しては、各部署(市役所内の組織)や関係機関(警察署など外部の機関)が縦割りで取り組むのではなく、総合的な取組が求められます。市長をはじめとする執行機関は、積極的に関係部署や関係機関との連携、調整を図り、総合的な取組を推進する必要があります、そのために定めるものです。

#### [第3項]

- 第3項は、本条で定める市長その他の執行機関の役割及び責務のうち、さいたま市の代表である市長のみに関するものを定めています。

(第1号)

- ・ 市長には、将来の展望を踏まえて明確な構想を示し、これを実現するためのリーダーシップの発揮が求められます。

(第2号)

- ・ 昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、財政の健全性の確保は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくっていくための基盤となる非常に重要なものであり、市長の役割及び責務として定めるものです。また、地方自治法の規定により、予算を定めることの議決は議会の権限ですが、予算の調製(予算を編成する一切の行為)権及び予算の執行権は市長に専属し、議会や他の執行機関はこれらを有しないとされています。

---

(職員の責務)

第12条 職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければなりません。

- (1) 市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。
- (2) 市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。
- (3) 常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。

【考え方・解説】

第12条は、議会や市長その他の執行機関を補助する者である職員の責務を定めています。

[第1項]

- 職員は、議会や市長その他の執行機関を補助する者として、職務を遂行しますが、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであること及び市が様々な公権力を持っていることを十分に認識して、法令等を遵守し、全体の奉仕者として適正に職務を遂行するとともに、市民に誠実に対応しなければなりません。

[第2項]

- 職員は、市政の運営に携わり、市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。

(第1号)

- ・ まずは職員が自ら市民との対話など様々な方法により情報収集を行い、市民の意見及び諸課題の把握に努めることが大切です。職員には、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。

(第2号)

- ・ 市民自治の確立のためには、市民も職員も自ら考え、行動することができるように成長し続けることが大切です。職員は、難しい課題であったとしても、市民の立場に立って解決のための最良の方策を市民とともに考える努力が求められます。
- ・ 「課題解決のための方策」には、市民参加や市民との協働などによるものが考えられます。

(第3号)

- ・ 職員に求められる能力としては、職務を適正に遂行する能力のほか、地方分権時代における政策形成能力や法務能力、区や地域の役割が重要となる中での市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、市民自治の確立を目指し、様々な市民のまちづくりの取組を調整し、まとめていくコーディネート能力などが今後一層重要となると考えます。



### 第3章 市民と市がともに進めるまちづくり

#### 第1節 情報共有の推進

(情報共有)

第13条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集及び発信し合い、共有に努めるもの  
とします。

2 市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。

#### 【考え方・解説】

第13条は、まちづくりに必要な情報の共有について定めています。

#### [第1項]

○ 市民がまちづくりに関心を持ち、市民自治の確立に向けて活発な活動を行っていくとともに、市が市民のための市政を推進していくためには、市民、議会及び市長その他の執行機関が、市政や市民生活における課題、各々の様々な取組など、まちづくりに関する情報を積極的に収集、発信し合い、共有することが必要です。

#### [第2項]

○ 議会及び市長その他の執行機関には、情報共有を推進するための場や機会の充実が求められます。特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。

---

(情報公開の総合的な推進)

第14条 市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。

2 市は、市政に関する情報を、正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に提供するよう努めるとともに、市政に関する重要な情報の公表について、制度化を図らなければなりません。

3 市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。

#### 【考え方・解説】

第14条では、前条に定める情報共有を具体的に推進するために、議会及び市長その他の執行機関が行う情報提供や情報開示による情報公開について定めています。

#### [第1項]

○ 「情報提供」とは、議会や市長その他の執行機関が、その保有する情報を情報開示請求によらず、自主的に外部に提供することをいいます。また、「情報開示」とは、情報開示請求により、議会及び市長その他の執行機関が情報を開示することをいいます。

○ 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、市政に関する説明責任を全うするため、情報提供の充実及び適正な情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。

#### [第2項]

○ 議会及び市長その他の執行機関には、情報開示請求を待つのではなく、市政に関する情報を正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に市民に提供していくことが求められます。また、市政運営の基本となる政策に関する情報や市民生活の安全、安心に密接に関係する情報など重要な情報について

は、さいたま市情報公開条例に公表を義務付ける規定を置くなど、制度化を図らなければなりません。

- 特に、市の政策形成の過程を透明化し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程の早期からの情報提供に取り組まなければなりません。そうすることにより、市民は、自分の住んでいる地域のことのみならず、市全体における現状、課題及びその解決方法等に関心を持ち、考えることができます。
- 議会及び市長その他の執行機関は、不祥事や危機（第25条参照）に関する情報を隠ぺいしてはなりません。

### [第3項]

- 公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会、市長その他の執行機関は、情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。

### (個人情報の保護)

第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。

2 市は、危機（第25条第1項に規定する危機をいう。）への対応など市民生活の安全及び安心を守るため特に必要がある場合には、個人情報であっても、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、市民に提供するよう努めなければなりません。

### 【考え方・解説】

第15条は、個人情報の保護について定めています。

#### [第1項]

- 議会、市長その他の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。

#### [第2項]

- 一方で、災害時の対応など市民生活の安全及び安心を守るため特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、さいたま市個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。
- 市から個人情報の外部提供を受けた市民は、さいたま市個人情報保護条例を遵守し、他人の権利利益を害することのないよう、その情報を適切に管理するとともに、取扱いに十分注意しなければなりません。

<参考>さいたま市個人情報保護条例

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

### (第3章 市民と市がともに進めるまちづくり)

#### 第2節 市民参加及び協働の推進

##### (市民参加の推進)

第16条 市民は、市政に市民の意見を反映させるため、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます。

- 2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません。
- 3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。

##### 【考え方・解説】

第16条では、市民参加の推進に関して、目的及び市が行うべきことについて定めています。

- 「市民参加」とは、市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいい（第2条第8号）、例えば、市役所の窓口において、若しくは電話や手紙により、またはアンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなどが該当します。
- ただし、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

##### [第1項]

- 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が市政に様々な形で関わり、市民の意思に基づく市政が行われることが必要であり、そのために第5条（市民の権利）第3号の規定のとおり、市民の市政に参加する権利を定めるものです。

##### [第2項]

- 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいいます。）やパブリック・コメント、オープン議会などを実施しており、多くの市民が参加しています。
- しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える課題が累積している中、これらの課題を解決し、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつかっていくためには、今後は、これまで以上に多くの市民が市政に参加できるようにしていくことが求められます。
- そのために、議会や市長その他の執行機関には、市民参加の制度や機会について、新たな制度等の検討も含め、充実を図っていくことが求められます。
- 市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を推進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを積極的に行うことが必要です。
- さらに、時間的、身体的、精神的に市政に参加しにくい市民（例えば、市民の健康づくりの会議に、健康づくりに取り組みにくい障がい者やつききりで介護をしている家族など）を含めて、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。市民に分かりやすく参加の制度等を発信し、自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の活性化につながります。

##### [第3項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、市民参加により政策の形成、実施、及び評価等を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかななどを、適宜公表しなければなりません。それを受けて、参加し

た市民は次の機会でも参加することを考え、それが継続的な参加、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。

(協働の推進)

第17条 市民及び市は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。

- (1) 目的及び目標を共有すること。
- (2) 互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
- (3) それぞれの役割及び責任を明確にすること。
- (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。

2 市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。

3 市民は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。

4 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。

【考え方・解説】

第17条では、協働の推進に関して、その基本原則、どのようなときに協働するのか、市民及び市が行うべきことについて定めています。

○ 「協働」とは、市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい(第2条第9号)、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。

○ また、協働することで、新たな課題が見つかることがあり、その視点も大切と考えます。

○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、協働の実践によって協働のあり方を考えていくことが必要です。

[第1項]

○ 協働の基本原則を定めています。

(第1号)

- ・ 協働に当たっては、目的及び目標の共有が前提となります。

(第2号)

- ・ 協働に当たっては、その当事者同士の相互理解と信頼関係が大切です。そのため、お互いの立場や特性を尊重し、対等の立場で協力し合うことが求められます。
- ・ 「対等な立場」とは、各々の自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。特に、市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。

(第3号)

- ・ 協働に当たっては、その当事者同士が対等な立場であることの前提として、各々の役割分担や責任を明確にして、取り組む必要があります。

(第4号)

- ・ 協働に当たっては、機会の公平性を担保し、地域又は社会全体の利益という観点から公正に行われなければならないが、また、当事者双方がともに説明責任を果たしていくことが必要です。

#### [第2項]

- 市民、議会、市長その他の執行機関は、市民から議会若しくは市長その他の執行機関に対し、又は議会若しくは市長その他の執行機関から市民に対して協働の提案があった場合で、それが共通の目的の実現及び共通の課題の解決のために効果的であるなど、協議を十分に行った上で必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。なお、議会及び市長その他の執行機関には、市民からの協働提案に対する検討結果の回答など誠実な対応が求められます。
- 協働の中でも、議会との連携・協力による事業については想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会が特定分野に詳しい個人や団体とともに調査研究を行うことなどが考えられます。

#### [第3項]

- 市民は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深めていくことが大切です。協働による事業に主体的に取り組むことができなくても、その事業への関わり方を考え、可能な範囲で協力することが望まれます。

#### [第4項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、多くの市民が協働に取り組むことができるよう、協働に関する理解を深める機会の提供や市民の主体的かつ公益的な活動の支援を行うとともに、協働の提案または協働による事業の推進について協議する場を設けることなどを通じて、市民との協働の推進を図ることが必要です。
- なお、「協議の場」については、市民が自由に集い、まちづくりに関する情報交換等を行う開かれた場とする 것도検討が必要と考えます。
- その他、協働を推進するために、例えば次のような取組も必要と考えます。
  - \* 地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置
  - \* 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
  - \* 市民（例えば個人、公益的活動団体、事業者、大学等）が交流し、連携する機会の提供
  - \* 協働に関する基準と手続の明確化など協働の仕組みづくり

---

#### （市民の意見への応答義務）

- 第18条 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。
- 2 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。

#### 【考え方・解説】

第18条は、議会及び市長その他の執行機関の、市民の市政に対する要望や提案などの意見への応答義務について定めています。

#### [第1項]

- 議会や市長その他の執行機関は、市民からの要望や提案などの意見に対して誠実に耳を傾け、法律上、財政上、技術上可能かどうか、といった観点から検討し、実現可能で、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちの実現のため効果的なものについては、速やかに市政に反映するようにし

なければなりません。

#### [第2項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見への対応方針や対応結果を速やかに、市民に回答することが求められます。
- なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。
- また、市民の意見については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見の内容や対応について公表に努める必要があります。
- なお、市民自治の確立のためには、意見を述べる市民、それを受け止める議会や市長その他の執行機関の双方に、責任を持った言動や対応が不可欠です。議会や市長その他の執行機関は、この条で定めていることにしっかりと取り組まなければなりません。市民にも、自分が住んでいる、または活動しているさいたま市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動することが今後一層求められることとなります。

---

#### (住民投票)

第19条 市は、市政に関する重要な案件について住民の意思を確認するため、住民の意向を踏まえ、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 【考え方・解説】

第19条は、二代表制による間接民主制を補完する役割を持つ住民投票について定めています。

#### [第1項]

- 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境、景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民の意向を踏まえた上で住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えられます。
- 住民投票は、その案件に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法です。その一方で多数決ではなく様々な意見を尊重して議論することも重要であるため、実施を決定する前に、議会及び市長は、その案件について住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。
- 検討委員会では、主に次の事項について検討しましたが、社会や世論の動向を踏まえ、様々な意見を聴きながら、専門的な見地から慎重かつ十分に議論することが必要と考え、ここでは住民投票を実施する場合には、別に住民投票に関する条例の制定が必要であることを規定するに留めています。
  - (1) 別に定める住民投票に関する条例について、
    - ・ 「常設型」「非常設型」のいずれが適切なのか。
    - ・ 「常設型」住民投票条例とは、あらかじめ投票権者や手続等を定めた住民投票条例を制定し、

一定の条件を満たした場合には住民投票を実施するものです。例えば住民の一定割合以上の署名による請求があるなど、一定の要件が満たされれば住民投票を実施することになり、スピーディな対応が可能となります。

- ・ 「非常設型」住民投票条例とは、生じた案件ごとに住民投票条例を制定するものです。住民投票の対象案件は市政に関する重要案件であり、選挙で選ばれた市長の判断及び議会の審議・議決を経て実施することになります。

(2) 住民投票の投票権者の範囲について

- ・ 住民投票は市政に関する重要な案件について実施するものであること、実施には多額の費用を要すること、また、外国人参政権に関する様々な意見があること等を踏まえ、住民投票の投票権者を案件によって判断するべきか、または一律に定めるべきか（例えば、公職選挙法で定める選挙権を有する者とするなど）。

(3) 住民投票実施に係る住民請求について

- ・ 住民投票実施に係る住民請求（例えば「住民の〇分の〇以上の連署をもって請求できる」など）について、どのようにすべきか。
- ・ なお、地方自治法により、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって市長に対し条例の制定改廃の請求をすることができるとされており、これにより、住民のうち選挙権を有する者は、住民投票の実施に関する条例の制定を請求することができます。

[第2項]

- 住民投票を実施する際には、必要な情報を公平、公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民が適切に判断できるよう、十分な周知が重要です。

[第3項]

- 「市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません」とは、議会や市長の権限を侵すもの、つまり、住民投票結果のとおり判断・決定しなければならない、という意味ではありません。
- 議会及び市長は、住民投票の結果を踏まえつつ、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、自らの責任において判断・決定しなければなりません。

## （第3章 市民と市がともに進めるまちづくり）

### 第3節 市民のための市政運営

（総合振興計画）

第20条 市は、目指すべきさいたま市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。

2 市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。

3 市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認し、これを公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく行うよう努めなければなりません。

4 市は、総合振興計画について、社会の変化に柔軟に対応しながら実施するとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 【考え方・解説】

第20条は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の策定等について定めています。

- 総合振興計画とは、長期的な展望に基づいて、目指すべきさいたま市の将来都市像を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものです。
- 現在、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。

#### [第1項]

- 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（平成23年8月1日施行）により、法律による基本構想の策定の義務付けが廃止されましたが、長期的展望に基づいて市政を総合的、計画的に運営するためには、その核となる総合振興計画の策定が必要と考え、本条例において規定するものです。

#### [第2項]

- 市長は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、市民参加により行わなければなりません。
- さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例では、総合振興計画（基本構想及び基本計画）の策定・変更・計画期間満了前の廃止について議会の議決事項とする（第3条第1項）とともに、議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、総合振興計画等を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し、意見を述べることができる（第5条）と定められています。
- 議会としても、これら総合振興計画の議決等に当たっては、総合振興計画の重要性に鑑み、十分にその内容を確認し、議論をする必要があります。

#### [第3項]

- 市長は、策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく資料を作成するなど、十分に配慮することが必要です。
- 議会としても、総合振興計画の重要性に鑑み、計画が着実に実施されているかを適宜確認していくことが求められます。さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例では、市長は、総合振興計画（基本計画）の実施状況を議会へ報告しなければならないこと、及び議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し、総合振興計画（実施計画）の実施状況の報告を求めることができると定められています（第4条）。



#### [第4項]

- 近年の社会の変化はめまぐるしく、総合振興計画といえども、状況に応じた柔軟な対応と見直しが求められます。
- ここでの「社会の変化」とは、政治や経済の情勢の変化、少子高齢化、グローバリゼーションなど、多様な社会の変化を意味します。

#### (健全な財政運営)

第21条 市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。

- 2 市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
- 3 市民は、さいたま市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。

#### 【考え方・解説】

第21条は、市の健全な財政運営について定めています。

- 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、さいたま市の財政は厳しい状況が続くと考えられます。このような状況において、地方公共団体には財政の健全性を確保していく経営能力が問われています。

#### [第1項]

- 市長は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするために、中長期的な視点から健全財政の確保を図らなければなりません。
- 議会は、市の意思決定を行う際には、財政の健全性の確保に留意しなければなりません。

#### [第2項]

- 現在、地方自治法に基づくさいたま市財政状況の公表に関する条例により、財政状況の公表が行われていますが、市長は、単に公表するのではなく、市民が関心を持ち、財政状況の確認ができるよう、市民にとって分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

#### <参考>地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

#### [第3項]

- 市民にも、財政運営について中長期的な視点からより積極的に関心を持ち、考える（自分の払っている税金がどのように使われているのか、税金の使われ方は適切か、自らの行動がさいたま市の財政にどのような影響を与えるのか、など）ことが求められます。

(市の取組の評価)

第22条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の推進に努めるものとします。

3 市は、第1項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。

【考え方・解説】

第22条は、市の取組に関する評価について定めています。

- ここでの「評価」とは、事業など市の取組について、有効性、効率性等の観点から評価すること(いわゆる「行政評価」)をいいます。

[第1項]

- 効果的かつ効率的に市政を運営するためには、市の取組が有効に機能しているか、効率的に行われているか、市が行うことが妥当かなどを評価し、その結果に基づいて改善(拡大、縮小、廃止、実施方法の変更など)していく仕組みが不可欠です。これを適切に行うことによって、市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保が可能となります。現在でも様々な方法により評価が行われていますが、今後はより一層充実していくことが求められます。

[第2項]

- 評価の実施に当たっては、市民意見の反映や客観性の向上のために、市民や学識経験者など第三者の参加が求められますが、市民自治を確立するため、ここでは特に市民参加の積極的な推進について定めています。

[第3項]

- 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長は、積極的に、かつ市民に分かりやすく評価結果を公表するよう努めなければなりません。
- 評価の結果については、市政に反映するよう努めなければなりません。評価の結果、費用対効果が低いと評価された取組に関しては見直しを行う必要があります。中には、見直しによる影響を考慮すると直ちに評価結果を反映することが難しいものもあると考えますが、市長その他の執行機関は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。
- 市長その他の執行機関のみの努力ではその目的を達成することができない取組もあり、評価の結果を議会も市民も皆で考えることが大切です。
- 職員は評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業など市の取組の見直しに努めるものとします。評価の結果を市の取組に反映させ、その効果を検証していくことが、職員の意識改革につながると考えます。

(監査の実施等)

第23条 監査委員及び外部監査人(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の30第1項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。)は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。

2 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。

### 【考え方・解説】

第23条は、監査委員※1及び外部監査人※2による監査制度について定めています。

○ 監査制度に関しては地方自治法等で具体的に規定されていますが、本条例であらためて明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。

※1 監査委員は、公正で、合理的かつ効率的な市政を確保するために、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市の事務を監査するために設置される執行機関です。

※2 外部監査人とは、市長との外部監査契約に基づいて市の財務の監査を行う外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士等）をいいます。

#### [第1項]

○ 監査委員及び外部監査人は、行政サービスが適法であるか、能率良くなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で適正に監査を行わなければなりません。

○ 監査委員が行う監査は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。

○ テーマを選定して行う「行政監査」では、多様な分野から偏りなくテーマを選定することも大切ですが、多くの市民が関心を持っているなど社会的な要請を踏まえてテーマを選定することも求められます。このようなことも含めて、「適正に監査を行わなければなりません」としています。

#### [第2項]

○ 監査委員及び外部監査人による監査結果に関しては、市政に対する市民の関心を高めるため、市民が問題点や改善を要する点を理解できるよう、わかりやすく報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。

---

### （法務）

第24条 市は、自らの責任において、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。

2 市は、市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正又は廃止に当たっては、その趣旨及び内容を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

### 【考え方・解説】

第24条は、法務（法律や条例などに関する事務）について定めています。

#### [第1項]

○ 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、議会や市長その他の執行機関は、法務を市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちを実現するための手段として捉え、地域又は社会の課題解決の方策について市民や専門家等の意見を聴き、実情を踏まえた上で、自らの責任において、法令等の適正な解釈、運用を検討するとともに、条例や規則等の制定、改正または廃止について積極的に検討し、適宜、取り組んでいく必要があります。

○ なお、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意が必要です。

#### [第2項]

- 市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定改廃に当たっては、市民に対する説明責任を果たすことが必要です。

-----

(危機管理)

第25条 市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。

2 市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。

(1) 市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。

(2) 市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。

3 市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は安全及び安心の確保に努めるものとし、市は、市民の活動に対して必要な支援を行うよう努めなければなりません。

【考え方・解説】

第25条は、危機管理における市の責務や市民の役割について定めています。

- 本条例で定める危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。

[第1項]

- 危機の発生時に市民の安全・安心を確保することは、市における最重要課題です。
- 議会及び市長その他の執行機関は、危機発生時には被害の軽減、被害者の救済、被害の回復など事態の收拾に全力をあげて取り組むとともに、再発防止を図らなければなりません。
- 危機発生時には、迅速かつ的確な対応が不可欠です。そのため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、刻一刻と変化する状態の中、適切に情報を収集し、市民に向けて的確に発信しつつ、市民や関係機関と連携、協力していくことが重要と考えます。

[第2項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、平時には危機の予防及び危機への備えを十分に行う必要があります。

(第1号)

- ・ 市民は、防災など危機に関する正しい知識と、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、相互扶助や連帯の発想のもと、危機に備えることが必要です。そのため、議会及び市長その他の執行機関は、危機管理に関する周知及び啓発に積極的に取り組まなければなりません。

(第2号)

- ・ 市長その他の執行機関は、危機に対する組織横断的な体制の整備及び危機管理に関する計画の策定など対策の準備、かつ、これらの見直しを適宜行っていかなければなりません。
- ・ 様々な危機がある中で、市長その他の執行機関は、市民や関係機関と協議し、連携して、危機に備える必要があります。そのために、危機への対策など広く周知に努め、ハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報を分かりやすく市民や関係機関に提供し、共有を図っていくなど、必要な支援を行っていくことが求められます。
- ・ 議会についても、災害対策など危機への対策が円滑に迅速かつ適切に行えるよう、市民、市長

その他の執行機関、その他関係機関と協力し、平時から準備していくことが求められます。

**[第3項]**

- 市民も、平時から危機に備えることが必要です。
- 地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。
- 危機発生時には、情報の錯綜や混乱が考えられます。その中で、市民は、お互いに助け合い、協力して対応することが重要です。
- また、市民の活動を市が積極的に支援し、市の活動に市民も協力しながら、皆で一緒に取り組んでいくことが大切です。

---

**(組織の整備等)**

第26条 市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。

- (1) 地域又は社会の課題に的確に対応できること。
- (2) 市民が行政サービスを利用しやすいこと。
- (3) 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。

2 市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。

**【考え方・解説】**

第26条は、市の組織の整備や、職員の適正な配置及び育成について定めています。

**[第1項]**

- 議会及び市長その他の執行機関は、それぞれの権限に応じ、第1号から第3号に掲げることに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。

**(第1号)**

- ・ 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域又は社会の課題に的確に対応できる組織の整備、職員の配置が求められ、局、部、課など既存の組織の枠にとらわれず、組織横断的な体制づくり、プロジェクトチームの設置なども積極的に行うことが望まれます。また、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。

**(第2号)**

- ・ 行政サービスは、市民のために提供されるものであり、市民に分かりやすく、利用しやすいものでなければなりません。
- ・ 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当部署に容易に申請や相談などをすることができ、安心して行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、どのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置や育成について、様々な創意工夫が期待されます。なお、ここでいう「行政サービス」とは、業務委託や指定管理者制度により市以外の者が提供する場合のものも含まれます。

**(第3号)**

- ・ 行政サービスは、税金によって提供されるものであり、サービスを受ける市民に、効果的かつ

効率的に提供されなければなりません。

**[第2項]**

- 市民自治を確立し、推進していくためには、市民とともに市政を進めていくという意識を組織の構成員全員が共有し、それが当たり前に見えるような組織であることが重要であり、議会及び市長その他の執行機関は、このような組織風土の醸成に努めなければなりません。

### (第3章 市民と市がともに進めるまちづくり)

#### 第4節 地域及び区のまちづくり

##### (地域のまちづくり)

第27条 市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。

- 2 地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、豊かで暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性にに基づき、それぞれの特性を生かして相互に連携するよう努めるものとします。
- 3 市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。

#### 【考え方・解説】

第27条は、身近な地域におけるまちづくりの推進について定めています。

##### [第1項]

- 地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される団体は、市民自治を進める上で最も重要な主体です。このような団体には、例えば、自治会、自主防犯組織、自主防災組織、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、子ども会などがあります。市民はこれらの団体への自発的な加入及びその活動への積極的な参加を通じて、地域における課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために協力して取り組むよう努めることが必要です。

##### [第2項]

- 豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が単独で取り組むだけではなく、専門性や人材などそれぞれが有する特性を生かしながら相互に連携して地域課題の解決などに取り組むことが効果的かつ効率的と考えます。ただし、その際には、それぞれの自主性を十分に尊重しなければなりません。

##### [第3項]

- 議会及び市長その他の執行機関には、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が地域課題の解決などのために行う活動や相互連携に対して、これらが円滑に進むよう、情報、人材、資金の提供、活動の場の整備、各団体等の連携や地域内外にわたる活動の調整、関係条例の整備など、必要な支援を行うことが求められます。なお、その際には、各団体等の自立性に配慮しなければなりません。

---

#### (区役所の役割)

第28条 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、中長期的な視点に立って、区の特徴を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。

2 区役所は、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。

- (1) 地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。
- (2) 区民の区政への参加及び区民との協働を推進すること。
- (3) 区民の主体的なまちづくりを支援すること。

3 市長は、区役所が自主性を発揮しながら前2項に規定する役割を円滑に果たすことができるよう、区役所の機能の充実に努めなければなりません。

## 【考え方・解説】

第28条は、区民の生活に密着した行政サービスを提供するとともに、区におけるまちづくりの拠点である区役所の役割について定めています。

○ 地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。その意味で、今後、区役所の重要性はますます高まっていくことになります。そこで、区役所の基本的な役割を明確にするものです。

### 【第1項】

- 区役所の役割として、まず、区民の生活に密着した行政サービスを総合的、効果的、効率的に行うことがあります。「行政サービスを総合的に行う」とは、例えば、各種届出や申請手続、様々な相談を一括して受け付けて対応することや、関係部署間の調整を行ったうえで組織横断的なサービスを提供することなどを意味します。区役所には区民は様々な問題や悩みを抱えて相談に訪れます。区役所は区民にとって身近な市の窓口であり、その役割をしっかりと果たすことが求められます。
- また、各区には、歴史、文化、自然、都市機能などの特色があります。豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、区における中長期の計画や方針を策定するなど、中長期的な視点に立って、各区の特色を最大限に生かしたまちづくりを推進していくことが必要です。

### 【第2項】

- 区役所は、第1項に規定する役割を果たすため、第1号から第3号までに掲げることに努めることが必要です。

#### （第1号）

- ・ 区民の区政への参加及び区民との協働の推進、区民の主体的なまちづくりの前提として、区役所は、地域の課題など、区民生活に関わる様々な情報を収集し、発信していく必要があります。

#### （第2号）

- ・ 区役所は、人口や面積などの面において、区民の区政への参加及び協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区政の運営に当たっては、これらを積極的に推進していく必要があります。

#### （第3号）

- ・ 区役所は、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、区の特色を生かした魅力的な区の実現につなげていくことが重要です。区役所には、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民のまちづくりに関する情報交換の場の設置、活動の機会、場、資金の提供など、必要な支援を行うことが求められます。

### 【第3項】

- 市長は、区役所が自主性を発揮しながら前2項に規定する役割を円滑に果たすことができるよう、本庁と区役所の事務配分を適宜見直し、必要な事務の区役所への移管、区長への権限付与、組織や財政面での強化などにより区役所機能の充実に努めなければなりません。なお、一方で、統一的、集中的に処理する方が効果的、効率的な事務などについては本庁に集約することが必要です。

---

## （区長の責務）

第29条 区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な視点に立って、区民のための区政を運営しなければなりません。



- 2 区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。

**【考え方・解説】**

第29条は、区役所の責任者である区長の責務について定めています。

**[第1項]**

- 区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限及び責任のもと、区役所の職員の指揮監督を行い、公正かつ誠実に、第28条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組まなければなりません。
- 区長が交代するたびに区政が停滞し、また、方針が大きく変わってしまつては、区民の生活に影響します。区長は、区における計画や方針に則つて区政を行うなど、中長期的な視点に立つて、区民のための区政を運営しなければなりません。
- なお、市長は、区長の任命に当たっては、その在職期間に配慮することも必要と考えます。
- 区長は、他の区役所や他の地方公共団体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。

**[第2項]**

- 区長は、あらゆる機会を通して、要望、提案など区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるように努めなければなりません。また、課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために、区役所だけでは対応が困難な場合など必要に応じて、区民の意見を関係部署や関係機関に提供し、連携及び調整を図っていかなければなりません。

---

**(区民会議)**

第30条 区長は、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言等を行うための組織として、区に区民で構成する区民会議を設置します。

- 2 区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとします。
- 3 区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとします。
- 4 市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。

**【考え方・解説】**

第30条は、区のまちづくりの課題について協議を行う区民会議について定めています。

- 区民会議は、平成15年度から各区に設置されていますが、市民自治を確立するための重要な仕組みの一つであることから、その基本的な役割、あり方を本条例に位置付けることが必要と考え、規定するものです。

**[第1項]**

- 各区に、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議を行い、区長に提言その他これに関係する必要な活動を行う区民会議を設置します。
- 区民会議は区民で構成しますが、活発な議論が可能となるよう、公募の実施や区内で活動する多様な団体から選任するなど、幅広い人材を委員に選任することが必要です。

**[第2項]**

- 区民会議の提言は、委員だけではなく、多くの区民の意見を反映したものであることが求められます。そのため、区民会議は協議に関する情報を積極的に発信し、多くの区民から意見を集め、その意見を活用するよう努めるものとします。

**[第3項]**

- 区民会議の運営は、自主性が求められますが、一方で、区民会議と区役所をはじめとする市が一体となって区のまちづくりの課題の解決を図ることも大切です。そのため、区民会議は、区役所職員に限らず関係する職員に対して会議へ参加し、助言や提案、情報提供などを請求できるとしていただきます。この場合には、職員は積極的に協力するものとします。

**[第4項]**

- 市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重し、提言の内容の実現について十分に検討する必要があります。
- 区民会議の提言の内容については、区長の権限では実現ができず、市長や教育委員会などの取組が必要なものが含まれる場合が想定されるため、区長だけでなく市長その他の執行機関を含めています。

### (第3章 市民と市がともに進めるまちづくり)

#### 第5節 国、他の地方公共団体等との関係

##### (国、埼玉県等との関係)

- 第31条 市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携してさいたま市のまちづくりを積極的に推進するものとします。
- 2 市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見を述べなければなりません。
- 3 市は、市民とともに他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。

#### 【考え方・解説】

第31条は、国、埼玉県及び他の地方公共団体との関係について定めています。

##### [第1項]

- 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、市は、国や埼玉県と対等で協力的な関係を築いた上で、自己決定・自己責任の原則のもと、さいたま市のまちづくりを積極的に推進する必要があります。
- 環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国や埼玉県と明確な役割分担のもと、連携することも求められています。

##### [第2項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、国や埼玉県の政策が市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、市民のための市政を担う者として、国や埼玉県に対し、要望や提案など意見をしっかりと伝えなくてはなりません。

##### [第3項]

- 都内や近隣の市や町への通勤、通学など市民の活動範囲は市以外にも広がり、また、環境問題や災害対策など広域的な課題も多く、他の地方公共団体（埼玉県、近隣の市や町、全国の政令指定都市など）と連携して様々な取組を進めていく必要があります。
- 市は、政令指定都市として有している人材、権限、財政力などを積極的に活用して、先駆的な取組を推進するとともに、リーダーシップを発揮することにより、市に関係する他の地方公共団体を含めた全体的な発展につなげていくことが大切です。
- 特に、県内唯一の政令指定都市として、近隣の市や町に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。

---

##### (諸外国の都市等との関係)

- 第32条 市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。

#### 【考え方・解説】

第32条は、諸外国の都市等（国際的な機関、諸外国の活動団体などを含みます。）との関係について定めています。

- 社会の様々な面でグローバル化が進展する中、諸外国の都市等との関係についても考える必要があります。議会及び市長その他の執行機関は、市民の積極的な関わりのもと、姉妹・友好都市をはじめとする諸外国の都市等との交流を図るとともに、相互に協力して諸課題を解決し、ともに発展してい

くことに努めることが、国際社会における市の責務と考えます。

- 市民、議会及び市長その他の執行機関は、国際交流や国際協力で得られた知識や経験を、地域やさいたま市のまちづくりに活用していくことが大切です。

## 第4章 実効性の確保

(必要な制度及び仕組みの整備)

第33条 市は、この条例に定めるまちづくりの推進のために、必要な制度及び仕組みの整備を行わなければならない。

### 【考え方・解説】

第33条は、本条例の実効性を確保するための必要な制度及び仕組みの整備について定めています。

- 本条例は、市民自治の確立が主な目的となることから、公募市民、関係団体代表者、学識者で構成する本検討委員会が主体的に検討してきましたが、制定して終わりではなく、有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力と、それを支え発展させる仕組みが大切です。
- 第4条(条例の位置付け)において、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、原則として本条例との整合を図ること(政策の形成、実施等についても同様)としていますが、ここでは、本条例の目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、既存の条例、規則等の制度及び様々な仕組みの更なる向上を図ること、並びに新たな制度及び仕組みを積極的に整備することが重要と考え、これらの事項について定めるものです。

(運用推進委員会の設置)

第34条 市長は、この条例の運用及び推進を図るため、市民の参加によるさいたま市市民自治基本条例運用推進委員会(以下「運用推進委員会」という。)を置きます。

2 推進委員会は以下の活動を行います。

- (1) この条例に関する周知及び啓発
- (2) この条例に関する運用状況の調査及び実績の評価
- (3) この条例の運用及び推進のための必要な制度及び仕組みの検討
- (4) この条例の見直しの検討

3 前2項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【考え方・解説】

第34条は、本条例の実効性を確保するための組織である運用推進委員会について定めています。

#### [第1項]

- 本条例の運用及び推進の中心となるものとして、市民参加によるさいたま市市民自治基本条例運用推進委員会を市長の附属機関※として設置することとします。なお、この運用推進委員会については、本条例の施行と同時期または施行後速やかに設置することが望まれます。

※ 附属機関とは、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される、調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。

#### [第2項]

- 運用推進委員会の活動は、本条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な制度及び仕組み並びに見直しの検討とします。
- 本条例の運用及び推進の仕組みとして、市による行動計画(アクションプラン)の策定や、運用推進委員会による市民自治に関する白書(参考となる取組の事例などを記載)の発行などが考えら

れます。

- なお、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。

**[第3項]**

- 運用推進委員会の組織（委員構成や人数など）及び運営に必要な事項の詳細については、別の条例で定めるものとします。

**(条例の見直し)**

第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の見直しの検討を行わなければなりません。

2 前項の見直しの検討に当たっては、市長は、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。

**【考え方・解説】**

第35条は、本条例の実効性を確保するため、本条例の見直しについて定めています。

**[第1項]**

- 本条例は、基本条例という性格上、度々改正が行われると市民及び市に混乱が生じるおそれがあり、安定性が求められる一方で、実効性の確保を図っていくことも求められます。社会情勢、市民自治を担う各主体（市民、議会、市長その他の執行機関）の意識や活動などの変化に対応した条例とするため、定期的な見直し（内容を再度確認し、必要に応じて改正を図ること）を行い、内容を充実していくことが必要です。
- 市長は、条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに見直しの検討を行うものとします。
- 4年を超えない期間ごとに見直しの検討を行うのは、市長や議員の任期が4年であり、それぞれの任期中に少なくとも1度は本条例の見直しの検討を通じて、自治のあり方について特に考えてもらう機会を設けることが必要と考えたことによるものです。

**[第2項]**

- 本条例は市民自治の確立を主な目的としていることから、第1項の見直しの検討に当たっては、市民が主体的に取り組むこと、及び市民の意見を市長が十分に聴くことが大切です。そのために、運用推進委員会への諮問の義務付けについて定めるものです。
- なお、法律改正等による必要かつ軽易な改正については、運用推進委員会に諮問することなく適宜行っていくことは当然です。

## 4. Q & A（想定される質問とそれに対する委員会の考え方）

### （1）自治基本条例とは何ですか。法律や他の条例とはどのような関係にあるのですか。

自治基本条例とは、市政や自分たちのまちづくりをどう進めていくのか、その基本となる考え方やルール等を定めるものです。

私たち自治基本条例検討委員会が考えた条例（素案）では、目的を「市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくること」とし、そのために自治の基本理念、市民の権利と責務、議会の役割と責務、市長をはじめとする執行機関の役割と責務、情報共有、市民参加と協働の推進、その他市政運営の基本的事項等を定めています（報告書〇頁参照）。

なお、日本国憲法を頂点とする法体系においては、この条例も国の法令の範囲内で存在し、かつ、他の条例と対等な関係にあります。さいたま市の自治の基本を定める条例として、市政を含むまちづくり全体に関係し、これらを支え、その方向性を示すものであるため、私たち検討委員会ではこの条例を「最も大切な規範」として定めています（報告書〇頁参照）。

### （2）自治基本条例はどうして必要なのですか。

市民の誰もが幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。

市民ニーズや地域社会の課題の多様化、地方分権の進展など、私たち市民、そしてさいたま市を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、市民をはじめ、議会、行政など、さいたま市に関わる多くの人たちが力を出し合い、協力していかなければ、この変化にしっかりと対応していくことが困難な時代になっています。

このような私たちを取り巻く状況を踏まえ、まちづくりを進める際の拠り所となる基本的な考え方やルール等を誰もが分かりやすいように整理し、みんなで共有するため、そして将来にわたり、まちづくりが発展し続けていくようにするためにも、「条例」という形で明確に定める必要があると考えます。

### （3）自治基本条例ができると何が変わるのですか。

自治基本条例は、“即効薬”ではなく、少しずつではあるけれど徐々に効いてくる“漢方薬”のようなものであると、私たち検討委員会は捉えています。

この条例は、さいたま市の自治の基本的な考え方やルール等を定めるものであり、個別具体の制度や事業を定めるものではありませんが、私たち検討委員会では、理念として市民、議会、行政の意識に働きかけるだけでなく、具体的な取組の手掛りとなり、制度や仕組みの整備を促すような内容にすることを意識して検討してきましたので、活用次第では、すぐに実際の場面で機能できる内容もあると考えています。さらに条例の趣旨をさいたま市に関わっているみんなが共有し、みんながまちづくりに取り組むことによって、徐々にではあるかもしれませんが、市民生活、そしてさいたま市がより良いものになっていくと信じています。

#### (4) 検討委員会の委員はどのような人たちで、どのように検討したのですか。

私たち検討委員会は、平成22年4月から平成23年12月まで、約20ヶ月にわたり、条例の検討を進めてきました。

委員の構成は、公募市民12名、関係団体代表者4名、学識者4名の20名でスタートし、途中、委員の交代や辞任があり、この報告書をまとめた段階では16名となっています（報告書〇頁参照）。

公募市民は、市から「自治基本条例の検討に当たり、さいたま市の発展のために力を注いでくれる人」との公募に応じた、「地元さいたま市を良くしていきたい、そのために少しでも役に立ちたい」という思いを持った人たちばかりです。もちろん、関係団体代表者、学識者の委員も同様の思いを持って、市からの依頼に応じた人たちです。

しかし、私たちは市民の代表ではありません。そのため、会議室の中で検討するだけでなく、各種団体等との意見交換、平成23年3月にまとめた中間報告を基に10区で行った市民意見交換会や出前意見交換会など、多くの方々の意見を聴いていくことにも力を入れてきました。これらの取組の成果をまとめたのが、この最終報告書です。

今後、市においても、この最終報告を基にさらに様々な意見を踏まえ、検討していただきたいと考えています。

#### (5) 他の自治体にもあるのですか。

「ニセコ町まちづくり基本条例」（平成13年4月施行）が最初の自治基本条例と言われており、その後、全国各地の地方自治体で制定の動きが進み、現在では約200（全体の約1割）の地方自治体が制定しています。

さいたま市と同じ政令指定都市では、川崎市、静岡市、札幌市、新潟市、北九州市の5市が制定しており、埼玉県内では、熊谷市、川口市、越谷市、春日部市、所沢市など約20（約3割）の自治体で制定しています。

条例の名称は、「〇〇市自治基本条例」、「〇〇市まちづくり基本条例」など様々な名称がありますが、私たち検討委員会では、自治の主体（主役）が市民であることを明示するためにも「さいたま市市民自治基本条例」が相応しいと考えました（報告書〇頁参照）。

#### (6) この報告の条例（素案）の特徴（さいたま市らしさ）は何ですか。

私たち検討委員会では、すでに制定されている他の自治基本条例をあまり意識せず、様々な人たちと意見交換し、実際の生活や活動で感じている課題を解決していくためには、さいたま市の自治基本条例がどうあるべきか、という視点から考えてきました。

結果として、特徴的なものになったかどうかは分かりませんが、まず、分かりやすく、親しみやすい条例にするため、「です・ます調」の文体としたこと、そして、さいたま市の自治を担う人づくり、市民参加や協働の推進、実効性の確保などの規定について、また、市政運営、中でも政令指定都市として区に関する規定について、しっかりと書き込んだことが特徴だと考えています。

#### (7) 条例案の「市民」とは誰ですか。

私たち検討委員会では、「市民」の定義を、「住民をはじめとして、市内で働き、若しくは学



ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」としています（報告書〇頁参照）。

さいたま市は、都心に近く、交通の要衝として、また、埼玉県政治、経済、文化の中心として発展してきた経緯もあって、住民だけでなく、様々な活動をしている人や団体（市民活動団体、事業者等）が集まっています。

現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決し、みんなが幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、住民の人たちをはじめ、より多くの人たちや団体が力を合わせていく必要があると考えます。

私たち検討委員会では、さいたま市に関わるみんなが力を合わせて、主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の人たちや団体も「市民」に含めています。

なお、市が市政に関する重要案件に対する住民の意思を確認するための一手法である住民投票については、「市民」ではなく「住民」を対象としています（住民投票の詳細については、専門の見地から慎重な議論が必要であると考え、私たち検討委員会では定めていません）（報告書〇頁参照）。

## **（８）市民が市政をはじめ、まちづくりに参加するには、どのような方法がありますか。**

### ＜市政への参加＞

市長に意見を提出する「わたしの提案」、市の制度・取組に関する意見を募る「パブリック・コメント」、市の審議会等の委員公募など、市の制度や仕組みを活用する方法があります。もちろん、窓口で、または電話や手紙、インターネット等により意見を述べ、相談等を行う方法もあります。

また、重要なものとして、さいたま市の意思決定を担う議会への参加があります。議会基本条例でも第５章に「市民の議会」が掲げられ、市民参画の取組等を推進しています。議会への参加については、議会の傍聴、請願や陳情、オープン議会等による対話への参加など、様々な方法があります。

市においても以前に比べて市民参加の取組が進んでいますが、今後も工夫を重ね、また、新たな制度や仕組みが整備されることを期待しています。みんなで市政について考え、意見を出し合っていくことがより良い市政につながっていきます。

### ＜地域におけるまちづくりへの参加＞

自治会、PTA、社会福祉協議会、自主防災・防犯組織、NPO、ボランティア団体等の活動に参加する方法があります。また、例えば隣近所でお年寄りの手助けをしたり、道端や公園のごみ拾いを行うことなども、大切な参加の一つです。

小さなことでも多くの人たちが取り組むことによって、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちへと発展します。そのために、市民自らが地域の課題解決に取り組んでいくこと、そして市には、これらの取組に対して必要な支援を行うことが求められます。

### ＜協働の取組＞

さらに、市民と市が対等な立場で知恵と人材、資金等を出し合って事業を進めていく「協働」の取組も、徐々に進められています。

このような様々な場面、様々なレベルでの市民参加を推進していくために、この条例が一つの推進役となることを期待しています。

## 5. 資料編

### (1) さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

〔平成22年1月29日告示第134号  
平成22年5月25日告示第685号（一部改正）〕

#### さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の検討等を行うため、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

3 委員会は、必要に応じ、第1項の事務に係る検討等の状況を市長に報告するものとする。

##### (組織等)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条第2項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

##### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しな

いことができる。

(部会)

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、前2条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、政策局内に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

No.	区分	役職	部会※	チーム※	氏名	団体・大学	備考
1	公募による市民		議・行	広報	歌川 光一		H23. 4 辞任
2			市民	運営/ 意見交換	内田 智		
3		副委員長	議・行	運営/ 広報	遠藤佳菜恵		
4			市民	たたき台	小野田晃夫		
5			市民	広報/ 意見交換	栗原 保		
			市民		小林 直太		H23. 1 辞任
6			議・行	運営/ たたき台	高橋 直郁		
7			議・行	たたき台	中田 了介		
8			市民	運営	古屋さおり		H23. 4 辞任
9			市民	広報/ 意見交換	細川 晴衣		
10			議・行	運営/ たたき台	湯浅 慶		
11		議・行	たたき台	渡邊 初江			
12	関係団体の代表者		市民	意見交換	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会 会長	H23. 12 辞任
13		議会・行政部 会部会長	議・行	運営/ 意見交換	染谷 義一	さいたま商工会議所	
14		副委員長/市 民部会部会長	市民	運営/ 意見交換	中津原 努	都市づくりNPOさいたま 副理事長	
			議・行	広報	東 一邦	さいたまNPOセンター 理事	H22. 11 辞任
15			議・行	意見交換	堀越 栄子	さいたまNPOセンター 副代表理事	H22. 11 委嘱
16	識見を有 する者		市民	たたき台	富沢 賢治	聖学院大学大学院 政治政策学研究科教授	
17		委員長	議・行	運営/ たたき台	福島 康仁	日本大学法学部教授	
18			議・行		三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授	
19			市民		吉川はる奈	埼玉大学教育学部准教授	

※「議・行」は議会・行政部会、「市民」は市民部会、「運営」は運営委員会、「広報」は広報チーム、「意見交換」は意見交換準備チーム、「たたき台」は最終報告たたき台作成チーム

(3) さいたま市自治基本条例検討委員会の検討経過

平成22年

自治基本条例の 学習と検討体制 の検討	4月27日	第1回検討委員会 (委員会の設置等)	
	5月15日	第2回検討委員会 (条例の学習、検討体制の検討等)	
	25日	第3回検討委員会 (グループ討論等)	
条例のコンセプト の検討と検討 テーマ(規定項目 候補)の検討	6月14日	第4回検討委員会 (グループ討論等)	広報チーム設置 市報掲載(意見募集) 運営委員会設置
	28日	第5回検討委員会 (グループ討論等)	
	7月12日	第6回検討委員会 (グループ討論等)	
	26日	第7回検討委員会 (グループ討論等)	
	8月9日	第8回検討委員会 (条例のコンセプト等)	
	30日	第9回検討委員会 (条例のコンセプト、部会の設置等)	市報掲載(意見募集)
部会による テーマ別検討	9月13日	第1回市民部会 (市民団体との意見交換)	
		第1回議会・行政部会 (今後の進め方等)	
	27日	第2回市民部会 (市民団体との意見交換)	ニュースレターNo.1発行
		第2回議会・行政部会 (テーマ別検討)	
	10月4日	第3回市民部会 (今後の進め方等)	
		第3回議会・行政部会 (テーマ別検討)	
	12日	第4回議会・行政部会 (テーマ別検討等)	
	13日	第4回市民部会 (市民活動推進委員会との意見交換)	
	20日	第5回市民部会、第5回議会・行政部会 ※合同開催 (さいたま商工会議所青年部・埼玉中央青年会議所との意見交換)	
	25日	第6回市民部会 (テーマ別検討等)	
		第6回議会・行政部会 (テーマ別検討等)	
	11月2日	第7回市民部会 (テーマ別検討)	
		第7回議会・行政部会 (テーマ別検討等)	
	9日	第8回議会・行政部会 (テーマ別検討)	
	12日	第8回市民部会 (テーマ別検討)	
15日	第9回議会・行政部会 (議会との意見交換)	ニュースレターNo.2発行	
18日	第9回市民部会 (テーマ別検討)		
22日	第10回市民部会、第10回議会・行政部会 ※合同開催 (市長との意見交換)		
29日	第11回市民部会 (テーマ別検討)		
	第11回議会・行政部会 (テーマ別検討)		
12月3日	第12回市民部会 (テーマ別検討)		
8日	第13回市民部会 (自治会連合会との意見交換)		
	第12回議会・行政部会 (テーマ別検討)	市報掲載(意見募集)	

市長タウンミーティング(各区)

部会による テーマ別検討	13日	第14回市民部会 (テーマ別検討)	
	15日	第13回議会・行政部会 (テーマ別検討)	
	20日	第15回市民部会 (テーマ別検討等)	
	21日	第14回議会・行政部会 (テーマ別検討)	
-----			
平成23年			
中間報告の とりまとめ	1月13日	第16回市民部会 (区民会議との意見交換)	
	26日	第10回検討委員会 (中間報告の検討)	ニュースレターNo.3発行
	31日	第11回検討委員会 (中間報告の検討)	
	2月8日	第12回検討委員会 (中間報告の検討)	フォーラムポスター掲示 " チラシ配布等
	15日	第13回検討委員会 (中間報告の検討)	
	21日	第14回検討委員会 (中間報告の検討)	26日、27日 市民活動サポートセンター 第4回フェスティバル参加
	28日	第15回検討委員会 (中間報告の検討)	
	3月3日	第16回検討委員会 (中間報告のとりまとめ)	
	9日	第17回検討委員会 (フォーラム準備等)	市報掲載(フォーラム開催)
	14日	中間報告 (市長提出)	
19日	第1回さいたま市の自治基本条例を考える市民フォーラム		
26日	第2回さいたま市の自治基本条例を考える市民フォーラム	※震災の影響により中止	
最終報告の とりまとめ	4月12日	第18回検討委員会 (今後の進め方に関する検討)	
	19日	第19回検討委員会 (条例案骨子の検討)	WEB アンケート実施
	26日	第20回検討委員会 (条例案骨子の検討)	
	5月10日	第21回検討委員会 (条例案骨子の検討)	市報掲載(意見募集)
	27日	第22回検討委員会 (条例案骨子の検討)	職員有志との意見交換
	31日	第23回検討委員会 (条例案骨子の検討)	ニュースレターNo.4発行
	6月10日	第24回検討委員会 (条例案骨子の検討)	
	14日	第25回検討委員会 (条例案骨子の検討)	
	21日	第26回検討委員会 (条例案骨子の検討)	議会への中間 報告説明会
	28日	第27回検討委員会 (条例案骨子の検討)	
7月5日	第28回検討委員会 (条例案骨子の検討)		
19日	第29回検討委員会 (条例案骨子の検討)		
26日	第30回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	職員有志との 意見交換	
中間報告に よる 意見交換	8月2日	第31回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	市民意見交換会(各区) 出前意見交換会
	9日	第32回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	
	17日	第33回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	
	23日	第34回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	
	29日	第35回検討委員会 (条例案骨子【考え方・解説】の検討)	

最終報告の  
とりまとめ

9月30日 第36回検討委員会（最終報告の検討）  
10月11日 第37回検討委員会（最終報告の検討）  
10月17日 第38回検討委員会（最終報告の検討）  
10月25日 第39回検討委員会（最終報告の検討）  
11月 9日 第40回検討委員会（最終報告の検討）  
11月14日 第41回検討委員会（最終報告の検討）  
11月28日 第42回検討委員会（最終報告の検討）  
12月12日 第43回検討委員会（最終報告の検討）  
12月19日 第44回検討委員会（最終報告の検討）

月 日 最終報告（市長提出）

ニュースレターNo.5発行（予定）

## <参考1>市民部会、議会・行政部会の検討テーマ

### 1. 両部会の共通検討テーマ

- (1) 自治基本条例の目的・必要性
- (2) さいたま市のめざすまちの姿
- (3) 自治の基本理念
- (4) 自治の担い手（用語の定義など）
- (5) 条例の位置付け
- (6) 国や他の地方自治体との関係・国際関係
- (7) 条例の運用（実効性の確保）

### 2. 市民部会の検討テーマ

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務
- (3) 自治の担い手としての人づくり（普及啓発、活動支援、教育など）
- (4) 情報共有
- (5) 参加
- (6) 協働
- (7) 住民投票
- (8) 区（区民会議・コミュニティ会議など）
- (9) 身近なコミュニティ（地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など）

### 3. 議会・行政部会の検討テーマ

#### <議会> (1) 議会の役割・責務

- (2) 議会運営（議会への市民参加含む）
- (3) 議員の役割・責務（人づくり）

#### <行政>

- (1) 市長の役割・責務
- (2) 行政運営の基本原則
- (3) 情報提供
- (4) 政策形成過程への参加
- (5) 市職員の役割・責務（人づくり）
- (6) 行財政運営（総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理）
- (7) 区政のあり方（区長・区役所）

#### **(4) チームでの作業等**

検討委員会では、部会の他にも、次のチーム等をつくり、役割分担して作業や打合せを行いました。  
(委員構成は、「(2) さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿」を参照。)

##### **①運営委員会**

主に検討委員会全体の進め方について協議するチームとして設置し、平成22年6月から4回、その他検討委員会の会議終了後にも度々打合せを行いました。

##### **②広報チーム**

条例の検討等の広報の中心となるチームとして設置し、平成22年7月から17回、その他検討委員会の会議終了後にも度々打合せを行い、ニュースレター(第1号～第5号)の内容の検討を行いました。

##### **③意見交換準備チーム**

平成23年5月から8月にかけて実施した市民意見交換会や出前意見交換会の準備を行うチームとして設置し、説明資料の作成等を行うとともに、実際の意見交換会の場においても中心となって取り組みました。

##### **④最終報告たたき台作成チーム**

中間報告をもとに、その後の検討委員会の意見、意見交換会等で寄せられた意見を踏まえて、検討委員会の会議で使用する資料「最終報告(たたき台)」の作成を行うチームとして設置し、平成23年5月から8月にかけて14回の打合せを行いました。

#### **(5) 市民や団体等から寄せられた主な意見**

市長が各区で行ったタウンミーティング、検討委員会が行った各種団体等との意見交換、市民意見交換会、出前意見交換会、その他メール等で寄せられた主な意見について、別冊意見集で関連する最終報告の章ごとに分類して紹介します。

#### **(6) Webアンケートの結果**

自治基本条例に関する市民の意見を広く聴くために市が実施したWebアンケートの結果について、別冊意見集に添付します。



**(7) 意見交換会等の実施**

① 様々な団体等との意見交換会等の実施 (平成22年度)

検討委員会では、中間報告の作成のために多様な団体等との意見交換を行いました。

(全8回。参加者69名)

	相手方	実施日	参加者
1	まちづくりに関係する市民活動団体 (9 団体)	平成22年 9月13日 (月)	16名
2	福祉分野に関係する市民活動団体 (6 団体)	平成22年 9月27日 (月)	10名
3	さいたま市市民活動推進委員会	平成22年10月13日 (水)	6名
4	さいたま商工会議所青年部、埼玉中央青年会議所	平成22年10月20日 (水)	16名
5	さいたま市議会議員 (議長／副議長／議会改革推進特別委員会委員長／〃 副委員長)	平成22年11月15日 (月)	4名
6	市長	平成22年11月22日 (月)	1名
7	さいたま市自治会連合会	平成22年12月 8日 (水)	9名
8	区民会議 (各区代表)	平成23年 1月13日 (水)	7名

② 各区での市民意見交換会の実施 (平成23年度)

検討委員会では、中間報告の説明及び意見交換を目的に、各区での市民意見交換会を行いました。

(全10回。参加者178名)

	区	実施日	会場	参加者
1	岩槻区	平成23年5月22日 (日)	岩槻区役所	26名
2	南区	平成23年5月28日 (土)	南区役所	14名
3	西区	平成23年6月 4日 (土)	西区役所	17名
4	大宮区	平成23年6月 5日 (日)	大宮区役所	23名
5	北区	平成23年6月12日 (日)	北区役所	24名
6	桜区	平成23年6月25日 (土)	桜区役所	8名
7	見沼区	平成23年7月 2日 (土)	見沼区役所	12名
8	中央区	平成23年7月 9日 (土)	与野本町コミュニティセンター	11名
9	緑区	平成23年7月17日 (日)	緑区役所	11名
10	浦和区	平成23年7月24日 (日)	浦和コミュニティセンター	32名

③ 出前意見交換会の実施（平成23年度）

検討委員会では、中間報告の説明及び意見交換を目的に、要望のあった団体等に出向いて意見交換を行いました。

（全11回。参加者204名）

	相手方	実施日	参加者
1	さいたま市市民活動サポートセンター ※同センターの事業「市民活動サロン」に参加	平成23年5月28日（土）	12名
2	岩槻区民会議	平成23年6月17日（金）	20名
3	景観と住環境を考えるネットワークさいたま	平成23年6月18日（土）	15名
4	見沼区自治会連合会	平成23年6月20日（月）	12名
5	岩槻コミュニティ活動連絡会	平成23年6月23日（木）	25名
6	さいたま地域サポートネットワーク	平成23年7月4日（月）	16名
7	まちプラン市民会議	平成23年7月12日（火）	15名
8	それいゆ	平成23年7月14日（木）	4名
9	見沼区七里地区自治会連合会	平成23年8月5日（金）	40名
10	浦和区自治会連合会	平成23年8月10日（水）	25名
11	見沼区大砂土東地区自治会連合会	平成23年8月20日（土）	20名

④ 学生との意見交換の実施（平成23年度）

検討委員会では、市の事業「学生政策提案フォーラム in さいたま」参加予定の大学生と意見交換を行いました。

	実施日	会場	参加者
1	平成23年7月22日（金）	市役所	10名

⑤ 議会への中間報告説明会の実施（平成23年度）

検討委員会では、さいたま市議会に対して中間報告の説明を行いました。

	実施日	会場	参加議員
1	平成23年6月30日（木）	議会棟全員協議会室	52名

⑥ 職員有志との意見交換の実施（平成23年度）

検討委員会では、市の職員有志との意見交換を行いました。

	実施日	会場	参加職員
1	平成23年5月11日（水）	浦和コミュニティセンター	9名
2	平成23年7月27日（水）	議会棟第4委員会室	11名

## (8) ニュースレター

検討委員会では、検討の状況等を広くにお知らせするため、ニュースレターを作成しました。

[省略]

## 市民から寄せられた意見

自治基本条例について関心がある一市民として意見を述べます。

[意見趣旨]

第4条(条例の位置付け)の「この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として…」を「…確立に向けて基本的で且つ大切な規範として…」に修正する。

[意見の理由]

第4条の後半の部分にも、又[考え方・解説]の文章の中にも、他の条例を統括する基本となる趣旨が説明されている。しかしながら各条例は上下がない。

「最も」という言葉は、最高という意味を明らかに含んでいる。その意味として解釈される可能性を持っている。混乱を避ける為にその部分を「基本的で且つ」の言葉に置き換える。

---

さいたま市の自治基本条例に反対します。さいたま市はそんなものを使わない方が地方自治が出来ます。これを押し通すということは、地方政治の崩壊を意味する。

---

外国人に投票権のある「常設型住民投票条例」に反対します。全国の自治体で「常設型住民投票条例」が次々と制定され、一定以上の署名数で議会を経ずに住民投票が実施でき、更には少なくとも36の自治体では外国人にまで投票権があることを知り、驚愕しています。日本国内の政治、地方自治において、日本国家と運命を共にしない外国人の意見を取り入れる必要はありません。

多くの場合、それは決して日本人の有利には働きません。「常設型住民投票条例」は地方議会の存在を無視する悪条例です。

---

外国人参政権断固反対、断固拒否。外国人より日本人を守れ。

---

自治基本条例について反対します。市民の政治参加を自治体が独自に決めてしまうのは、代表民主制を定める日本国憲法への違反にあたるのではないですか。

それ以外にも先ず、市政に参加できる市民に外国人も含まれていますが、私の考えでは、市政に参加できる市民に外国人を含めることは、国民主権の原理に違反します。

反対意見を踏まえた上で、再度熟考されることを強く希望します。

---

外国人の政治参加を認めている自治条例について断固反対です。市民の定義で国籍条項が欠けています。国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。

さいたま市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか。外国人参政権は明らかに憲法違反であり断固反対です。

さいたま市が制定を目指している自治基本条例は外国人が投票権を持つことができ、政策決定に加わっている可能性が排除できません。

そもそも、外国人が地方参政権であれ、我が国の自治に関与できること自体憲法違反だと思います。よその国の人間が政治に加われる自治基本条例に断固反対です。

---

ある市では外国人が「市民である永住外国人にも投票を認めるべきだ」と陳情を行っていますが、以下の様に「明確に」意思を表明されています。

同市自治基本条例は、市民を「市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体」（2条）と規定。「まちづくりに参画し、協働すること」は、「市民の権利」（7条）であり「市民の責務」（8条）と定めている。その精神に基づき、国籍に関係なく永住外国人にも投票権を与えるべきだと主張する。

これまでに多数の抗議メールが来ていた「外国人地方参政権」の危険性の懸念通りの事態が今まさに起きているのです。

自治基本条例で「住民投票権者」や「市民」の定義に外国人を含めない」という事を怠った為に、まさにこの様な事態が起きているのです。

この「さいたま市」でも、全く同じ事を起こす事が可能な条例案になっている。

---

一番重要な「市民」に日本国民、日本国籍を有するものという定義がない上、その「市民」に「市民自治」に参加させ投票権を与える条例であるということは、日本国籍の無いさいたま市に住んでいない「市民」に政治参加させ外国人参政権にも繋がりがねない外国人投票権を与えるためだけに制定される条例ということです。

外国人に参政権を与えないのは、差別ではありません。与えることのほうが日本人の権利の侵害なのです。

---

参政権は日本人の権利です。永住資格をもっているとしても外国人に与えないください。日本人とは国民性が違うのです。

国民性が違うのに同じ権利を与えたらどうなるでしょうか。無責任にその町を自分たちの都合のいいようにしようとしみます。グローバル化や多文化共存などという言葉に騙されないでください。日本人が外国人に遠慮しながら肩身の狭い思いで生活するなんて嫌です。外国人を日本の政治に参加させる自治基本条例制定に断固反対します。

---

他の条例もこの条例と適合するようにとありますが、それは、日本国憲法が最高規範であり、その下の法や条例が平等であることに違反しないのですか。

他市住民や外国人の苦情も、さいたま市職員が承るのです。それで税金を納めているさいたま市住民の苦情が後回しになるなんてことが起こったら、そこが一番の苦情になります。結論として、条例制定には大反対です。

---

何故外国人に参政権を与える必要があるのですか。日本に住んで、働いているなら納税の義務があるのは当たり前。税金を払っているのだから参政権をよこせ、というのは

筋が違います。地方の参政権を与えたら、その自治体は外国人に乗っ取られてしまいます。そのうち国政にも及んで来ます。外国人が日本の政治に関わって良いはずがありません。これは差別ではない、区別です。日本に国籍のある有権者が政治に関わる、これが筋です。自治基本条例、断固反対。

---

市民の定義のところで、国籍条項が欠けています。国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。さいたま市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか。

外国人参政権は明らかに憲法違反であり断固反対です。

---

外国人参政権反対。日本人以外に、なぜ参政権を持たせるのですか。内政干渉です。外国人が一つの地方をターゲットにして集結してきたらどうするのか。外国人に日本人と同等の権利を持たせないでください

---

さいたま市民であっても大きくみれば日本国民です。日本はやはり統治国家ですから日本国籍所有者に限ります。でないと長く住んだからと言ってかつてに参政権を主張されては困ります。したがって外国人参政権には絶対反対します。

---

日本は日本国籍を所有するもので成り立つ統治国家です。外国人でも日本国籍を所有する人は問題ありませんが、長く住んだからと言って市政や国政に勝手に口を出されても迷惑です。したがって外国人参政権に反対します。

---

外国人の参政権を認めることは日本の主権の侵害でもあるし、外国の考えによって政治が一部でも判断されるようなことでもあります。永住をしない人がなぜ日本の内政に干渉しようとしているのにそれを認めなければならないのか問う必要もありません。その国の人間以外に有利になるように働きかけることが可能となるからです。そんな事があってよいわけはありません。少なくとも永住権を獲得した人間のみ認めるべきです。

---

「外国人参政権」の付与について、基本的に日本人ではない人が市民権を得て、日本人と同じ立場に置かれることは違憲だと思う。地方行政を確実に、正しく推進するためには、きっちりと日本人であることが必須の条例であるべきです。

---

自治基本条例に断固反対します。外国人参政権に断固反対します。

日本人以外に権利を与えるのは絶対におかしい。投票権は、国政だろうと地方だろうと市政だろうと日本人固有の権利です。

---

参政権を有する住民と外国人や市外の在学・在勤者や各種団体が同列の権利を有する。自治基本条例は、住民の権利侵害となるのではないのか。

市の事業の計画段階から関わり、税金の使い道にまで口を出すのは越権行為である。自治基本条例には反対。

---

市民は厳密に言えば現在は、日本国籍を有している者です。選挙の投票権が外国人にはないからです。外国人に対して選挙権を認めている国はほとんどありません。内政干渉になる恐れがあるからです。市民の範囲を居住する外国人に拡大するだけでも極めて危険です。ですから、外国人の住民を日本国籍のある住民と同様にすることは反対です。一地方自治体の問題ではないのです。

一票の格差という問題がよく取りざたされます。一票というものはその位重いのです。外国人に自治権＝選挙権を与えることは、この議論も無にしていまい日本人から権利を幾分かずつ取り上げることである。

---

自治基本条例は反対です。これは単に一地方の問題ではありません。国家の在り方の問題です。日本の領土は私たち全員のものであるからです。

住民でもない市外の間、外国人も参加可能であり、市民以外の団体に行政が左右される恐れがある。特定の団体が市外から大量に流入されれば住民投票の結果に影響される。

---

市民、区民の定義に、「市内・区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」とあるが、各市で住民基本条例が施行されれば、二重投票権を外国人が持つことになる。日本国籍を持つ、日本人という定義もない。

事業活動その他の活動を行う者若しくは団体が、今さいたま市で住民投票をすれば、合法的に市がのっとりたててしまう可能性も十分ある。

このような曖昧な条例を施行すれば、市政そのものが成り立たなくなる。ゆえにこの条例に絶対反対です。

---

外国人による投票権について、断固反対。外国人による投票権については、反対が多いのにどうして無視しているのか。

---

外国人参政権など外人有利な条例断固反対します。ひさしを貸して母屋をとられる結果になるでしょう。

---

さいたま市自治基本条例に反対します。外国人は日本の行政に口を出す権利なし。

---

自治基本条例に反対します。その理由としては、市民である前に国民であるからです。

市民であるという根拠によって、日本国民と外国人が日本国内において同等の権利を得るという事は、日本国民の権利が損なわれるという事でもあります。日本の未来を決めるのは日本人です。

また、地域主権にも賛同できません。防衛軽視の現状では危険過ぎます。

---

外国人参政権につながる条例だと思っているので、反対します。外国人参政権を認めると、日本人に不利、不必要な法律が可決される可能性が出てきます。そうなるといつか、さ

いたま市で暮らしている皆さんの家族や友人にも、何らかの影響が及ぶことになるのではないのでしょうか。

どうか、子どもたちが安心して暮らせるさいたま市でいてください。

---

さいたま市自治基本条例とは、外国人に、日本国内の自治に、投票という形で、口出しさせる権利を与えるということですね。断固反対します。

日本人でも、海外在住の方は多数いますが、現地で、その国の地方自治に対する投票権を与えられたという話は、聞いたことがありません。理解に苦しみます。

外国の方と仲良く、共生していくことは素晴らしいことですが、地方自治といえども、政治にまで、日本人と同様の権利を与えるのは、行き過ぎた行為です。

---

在日外国人の投票権に断固反対します。

---

市民の定義が広すぎるという問題があります。国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含むと解釈することもできます。市政に参加できる市民に外国人を含めることは憲法の国民主権の原理に反し、認めることができません。さらに外交問題や国防問題にまで外国人が介入できることとなり、日本の主権を脅かすものです。

ここはしっかりと「日本国籍を持つ20歳以上の者」と規定すべきです。

自治基本条例やまちづくり基本条例の多くは最高規範性が与えられ、他の条例などに整合性が求められますが、条例同士で優劣があるというのはおかしいと思います。地方自治法にそのような条例を作る手続きが書いてあれば認められますが、当然そのような法律は存在しないわけですから、最高規範性を与える法的根拠がまったくありません。一つの条例に過ぎないものに最高規範性を与えるべきではないと考えます。

そもそも、市民の主権を侵害するものを作るべきではない。

---

自治基本条例に反対します。外国人参政権に反対します。外国人に参政権を与えたら、選挙ごとに住民票移動させて自分達の見方の候補を通してそれを繰り返して市を乗っ取られます。そして一つの事例ができて他の自治体にも参政権を与えろと言い出します。日本は日本人だけのものです。そこに外国人が内政干渉してはいけません。

---

外国人に住民投票の投票権を与えてはいけない。外国人は市民ではない。だから、外国人を住民投票に参加させてはいけない。帰化して国民になるという義務を負わないものに参政権は必要ない。外国人に住民投票の投票権を与えることは、国民の権利を侵害することになる。外国人を日本国の政治に参加させてはいけない。自治基本条例のの名の下に外国人にさいたま市の政治に参加させてはダメです。

---

日本国憲法前文にあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定



められています。そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。

また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになります。

したがって、直接民主的な規定は、法的にも、実質的にも認められません。この案は廃止にするべきです。

---

実質上の外国人参政権であり、憲法違反です。外国人投票権に反対します。外国籍の方に住民投票権を与えている地区は大量の移民が押しかけてくるかと思います。結果治安が悪くなり、日本人の意見が通らなくなり外国人に占拠される危険性があります。外国の例では移民の増加により、犯罪率が高くなっています。

外国籍の方はあくまでも別の国に国籍があるお客様です。永住されていて、日本人と同じ権利を欲するのであれば、帰化を勧めるべきです。外国籍の方に住民投票権を与えるのは日本人に対する逆差別です。共存を考えるのであれば、まず日本人にとって過し易い環境を作り、その上でお互い共存を考えるべきでしょう。慣習も考え方も違う人間が同じ権利を主張したところで、主張が強いものが勝つのが目に見えています。

たとえ税金を払っていたとしても、その土地に住むのですから家賃や水道光熱費のようなものです。大家の家庭に入り、家計に立ち入る権利はないかと思います。

---

自治基本条例、外国人参政権に断固反対します。外国人に参政権を付与するということは、国を売るということです。

日本に外国人自治区ができます。人口の少ない自治体に参政権を持った外国人を選挙ごとに住民票を移動させて、外国人の指示する議員を当選させると、あっというまにその自治体が外国の自治体になってしまいます。その繰り返しで最後には、日本が無くなってしまいます。そうってからでは、もう遅いです。

---

自治基本条例に断固反対します。中身は外国人参政権です。これを実施すると、さいたま市、埼玉県、日本全体が外国人に乗っ取られてしまうことになりかねません。

外国の例では、外国人に選挙権などを与えた結果、移民が増加し、移民してきた者によって現地の人間が逆に差別をうけるという悲惨な状況になっています。この件は、決してさいたま市だけの問題ではなく、日本全体に関わることなのです。

---

自治基本条例に書いてある「市民」とは日本人のみなのではないでしょうか。もし、これが外国人を含むのであれば問題だと思うのですが、どうお考えでしょうか。この件に関して不安を感じるのは、外国人地方参政権のようなものになってしまうのではないかと考えるからです。もし、外国人も「市民」の中にはいるのだとしたら、絶対に反対です。「市民」は日本人のみにしてください。

---

外国籍の人間を住民自治に立ち入らせることのメリットとデメリットを市民にきちんと説明していないではないですか。これは日本の国益を損ねる由々しい条例です。

---

外国人が公の意思決定に参加することは、憲法でも禁じられており、憲法違反です。市民の多数が知らないままに、こんな大切なことを決めるなんて許せません。

真面目に働き、日々忙しい市民を蔑ろにし、声を大きく自分たちの利益のために動く大きな団体の意思のみ生かされていくことが危惧されます。

こんな日本国民を蔑ろにした条例を制定することには断固反対です。日本人差別をしないでください。

---

「市民」の定義に外国人も含まれている。国籍も違えば常識も違い、歴史認識が違う人までも市民になってしまうため、こわすぎます。さいたま市は外国人も多く、マナーも悪くて、引っ越したくなる程住みにくいです。

さらに外国人が地方政治を動かすようになったら、その土地は日本ではありません。完全なる乗っ取りも可能です。ここは日本です。みんなが選挙で選んだ議員さんの意味がなくなってしまう。断固自治基本条例に反対します。

---

自治基本条例にとっても不安を感じています。一般市民がこのことすらあまり知らされていないということも不信感で一杯です。外国人参政権の恐ろしさをご存知でしょうか、外国では親切心で受け入れてしまったため、悲惨な治安の悪化を招いています。悪意を持った方が、悪意の無い振りをして投票に来ることを想定されていないように思います。更にもその投票により、初めに住んでいた住民が反抗できない事態まで引き起こしています。まず日本人を守って下さい。差別と区別を混同されているのではないのでしょうか。断固反対します。知人の在日外国人でさえ、それはおかしいと呆れています。

---

現在検討中の自治基本条例について大変危惧しています。市民参加を謳いながら、問題点を指摘されても、その問題点を多くの市民に知らせないままに、制定に向けて突き進んでいるように見受けられます。従来の「首長 - 議会」という自治の基本形を、住民投票やモニター組織の導入により壊そうとするわけですし、その参加者も「市民」という言い方で従来の「選挙民」とは違う定義がなされるわけで、実際の運用においてどのような方の声が大きく反映されるかによって、多数派選挙民や国の意向と齟齬をきたす可能性もある重大な変更です。選挙に行く程度の暇しかない正業に勤しむ一般市民の利害はいかに担保されるのでしょうか。

---

#### 第43回についての感想

- 前文～子供から高齢者まで男性も女性も障害のあるひともないひとも一 とあるが中には男でもあり女でもある人、男でもなく女でもない人、性同一性障害などの人はどうなるのか。日本国万民、天下万民としてはどうか。
- Q&Aに「この条例は国の法令の範囲内で存在する」とあるが外国人に参政権は与えないという解釈でよろしいか。

---

せっかく傍聴させていただいても、この条例が何のために必要なのか全く理解できませんでした。市民が市政に参加する事がなぜ必要なのでしょう。今の間接民主制では何が駄目なのでしょう。

傍聴を通して、全くこの条例の必要性を感じなかったという事をお伝えしておきます。

---

絶対に反対です。自治基本条例を廃案にしてください。

---

自治基本条例は反対です。

以上、47名（団体を含む。）の方からの意見（一部要約）